

平成23年第5回南三陸町議会臨時会会議録第1号

平成23年6月8日（水曜日）

応招議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

出席議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	遠藤健治君

総務課長	佐藤 徳憲 君
震災復興推進課長	及川 明 君
町民税務課長	阿部 俊光 君
保健福祉課長	最知 明広 君
環境対策課長	千葉 晴敏 君
産業振興課長	佐藤 通 君
産業振興課参事 (農林行政担当)	佐々木 三郎 君
建設課長	西城 彰 君
危機管理課長	三浦 清隆 君
上下水道事業所長	千葉 雅久 君
総合支所長兼 地域生活課長	阿部 敏克 君
公立志津川病院事務長 兼総務課長	横山 孝明 君
総務課課長補佐兼 総務法令係長	男澤 知樹 君
総務課主幹兼 財政係長	佐藤 宏明 君

教育委員会部局

教育総務課長	芳賀 俊幸 君
生涯学習課長	及川 庄弥 君

農業委員会部局

事務局長	佐々木 三郎 君
------	----------

事務局職員出席者

事務局長	佐藤 広志
上席主幹兼総務係長 兼議事調査係長	佐藤 孝志
主 事	加藤 優美子

議事日程 第1号

平成23年6月8日(水曜日)

午前10時00分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸般の報告
 - 第 4 行政報告
 - 第 5 議案第 49 号 南三陸町立保育所条例及び南三陸町立へき地保育所条例の一部を改正する条例制定について
 - 第 6 議案第 50 号 平成 23 年度南三陸町一般会計補正予算
 - 第 7 議案第 51 号 平成 23 年度南三陸町市場事業特別会計補正予算
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 7 まで

午前10時00分 開会

○議長（後藤清喜君） ただいまの出席議員は15人であります。定足数に達しておりますので、これより平成23年第5回南三陸町議会臨時会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤清喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において1番千葉伸孝君、2番高橋兼次君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（後藤清喜君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日1日といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） 異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（後藤清喜君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付したとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（後藤清喜君） 日程第4、行政報告を行います。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、平成23年第5回臨時会を招集をいたしましたところ、委員の皆様方にはご多忙の中、

ご出席を賜り感謝を申し上げます。

ご案内のとおり、本日の臨時会は今月下旬に招集を予定いたしております6月定例会の前に、委員の皆様方にご審議をいただきたい案件が生じたことから、急遽開催をさせていただいたものであります。

なお、先月26日に開催をいたしました第4回臨時会以降の主な行政活動については、お配りをさせていただいております町長日程のとおりでありますのでよろしくお祈りを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 暫時休憩をいたします。

行政報告に対し、伺いたいことがあれば休憩間に伺ってください。

午前10時02分 休憩

午前10時02分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 議案第49号 南三陸町立保育所条例及び南三陸町立へき地保育所条例の一部を改正する条例制定について

○議長（後藤清喜君） 日程第5、議案第49号南三陸町立保育所条例及び南三陸町立へき地保育所条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第49号南三陸町立保育所条例及び南三陸町立へき地保育所条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、今回の震災により、保育施設が被災した戸倉保育所及び荒砥保育園について、保育機能を志津川保育所に移転するとともに、町立の保育所、保育園における保育料について、平成23年度においては、これを徴収しないこととするため、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、説明させていただきます。

今回の震災により、町内3保育所のうち戸倉保育所が、2へき地保育所のうち荒砥保育園が被災をいたしました。当該保育所・保育園につきましては当分再開の見込みが立たないことから、志津川保育所において戸倉保育所と荒砥保育園を合同保育し、伊里前保育所と名足保育園の合わせて3カ所において、保育業務を再開することにしたため及び復興の際の中心となるべき若い世代の町外流出を防ぐべく、再開の際の保育料を平成23年度に限り徴収しないこととしたため、関係条例の一部を改正するものであります。

議案参考資料の1ページ目をお開きください。

南三陸町立保育所条例ですが、第1条は文言の整理によるものですが、第2条において戸倉保育所の位置を、戸倉字沖田8番地から「志津川字上の山11番地1」に変更し、定員については条例において規定しなくても変更できることから削除しました。

また、附則において、平成23年度分の保育料は徴収しないと規定いたしました。

次に、2ページをお開きください。

へき地保育所条例ですが、町立保育所条例と同様で、第1条は文言の整理、第2条においては、荒砥保育園の位置を「志津川字上の山11番地1」に変更し、定員を削除しました。

また、附則で、平成23年度分の保育料は徴収しないと規定するものであります。よろしくお願いたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 今、課長の説明で内容は理解したわけですが、伊里前保育所をまた同じ場所で再開といいますか、保育をするというふうなお話なんです、その際に父兄の方々から大丈夫なのかとかなり心配しているご意見がかなり聞かれるわけなんです。これからまた宮城県沖地震、津波が予想される中で果たして今の場所でどうなのかなと、そんな意見が強いものですから、あえて今質問に立ったわけですが、その辺の考えはいかがなものでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 今、質問の点ですが、伊里前保育所につきましては1階まで床上浸水のような状況になりました。それで、周りのフェンス等も破損いたしましたが、先般の議会において補正予算で修繕を施して使用できるということになりました。今、心

配の点の、本当にそこで大丈夫なのかというようなことにつきましては、後ろ側に避難路を整備いたして、そこに砂利を引いて、もし何かあった場合にはすぐに避難できるというような準備をいたしましたので再開できるというようなことで、今回提案させていただいたと、そういうことでございます。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） そういったことをやはり父兄の方々に説明をして納得いただかなければなかなか難しいかなと、そんな感じがしておりますし、そうしますと、具体的にいつごろから開所といいますか、段取りなのか、その辺のところ。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 再開を望む声が非常に強かったものですから、6月10日から再開をしたいというようなことで準備を進めております。既に5月末に説明会をしておったのですが、その際には志津川保育所、それから伊里前保育所ともまだ電気も水も来ておりませんでした。ですから、東北電力等をお願いをして何とか早く再開をしたいので早く通電をしてほしいというようなことで、今回間に合ったということで10日に再開をする予定にしております。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 住民の方のご希望がかなり強かったものですから、保育所を開設ということで私も安堵いたしました。

お聞きしたいのは、多分3月には入所予定の募集をしたと思うんですが、その時点と現在、この6月から開設する保育所に入る人数ですね、1点はそれをお聞きしたいなと思います。

それから、志津川保育所にこの間、私ちょっとおじゃましてみたんですが、庭が被災、海水が来たということで、その時点で消毒はしてもらっていますというお話があったのですが、かなりハエも飛んでいましたし、そういう安全面、衛生面で、伊里前保育所も今聞きますと床上浸水だということなので、そういう安全面はどうなのかなと、そういうことであります。

それからもう1点ですが、志津川保育所の、ちょうど2時46分、あの時点で保育開設しておりましたので、その子供たちを安全な場所にとということで山道を頑張って連れて避難したと、そういう話を聞きまして、どの道路なのかなと思って私ちらっと見ましたら、大変本当によくあそこを登ったなと思うようなところを子供たちが登ったんだなと思って見てきました。安全通路、今後どういうふうを考えているのか、そういうのが確保されたのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） まず、児童数の関係でございますが、今審査をしているので正確な数字ではありませんが、予定としては志津川保育所が約90名ほど、それから伊里前保育所が入所予定が47名、それから名足が21名というようなことになっております。これは、津波の際に前回の書類が全部流されておるのではっきりした数字がちょっとつかめないのですが、若干減っているのかなというような感じでございます。

2点目の園地の消毒の関係でございますが、そういうふうに被災をしたものですから、業者に修繕工事の際に表土をはいて石灰等をまいて消毒をさせていただきました。それで、できれば今の状態そのまま何とか使える状態に間に合ったというようなことでございますのでご理解をいただきたいと思っております。

それから3点目の避難路でございますが、伊里前保育所と同様に志津川保育所も避難路の整備をいたしました。そちらでもし何かあった場合にはすぐ避難ができるというような形にさせていただきましたのでよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 入所人数なんですが、今、書類もないので確認できないというお話でしたが、そこで1点お聞きしたいんですが、3月時点で申し込みしなかった方に対して受け入れができるのかどうかという問題ですね。そういう方も含めて今そういう人数に含ませて受け入れしているのかどうかということをもう一度お聞きします。

それから、消毒をしたと言いながら、私が行ったときはハエが飛んでいましたので、もっとやはりもう少しきちっと砂を入れかえるとか、いろいろやらなくてはならないのではないかなと思って見てきましたので、その辺も含めてもうちょっと衛生管理の方に力を入れてほしいなと思っております。

避難路については、今どこを通るのかわかりませんが、避難路をつくったと、そういうことで子供たちがいざというときに避難できる避難道は確保したということなので、ぜひ子供たちが通りやすいような道をつくってほしいと、そう思っております。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 当初に入所申込をしていなかった児童に関しましては、まだ民間の幼稚園等が再開をしていないというような関係で、町立の保育園で受け入れをしても大丈夫だというような形の説明をさせていただきました。ですから、保育のニーズに合わせたような形で今回は募集をしておりますので、その辺につきましては手当をしておるとい

ようなことです。

それから2点目の消毒の関係ですが、なおもう一度業者の方に確認をしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 今、保育のニーズに沿った人数をというお話でしたので、これは十分に情報を発信しているのかなと思ったりして、ちょっと知らなかったという保護者もおりましたので、そういう点で幼稚園も今やっていますので、本当にうちの中でどうしようと悩んでいるお母さんたちもおりますので、もうちょっと積極的に保育できるんだということをPRして、1人でも2人でも保育の専門家に保育していただきたいと、そう思っております。以上です。

○議長（後藤清喜君） 8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） 8番でございます。

今、前者がお聞きしています。また、課長から説明がありましたけれども、こういうことで現在民間施設で運営しているところがあります。それらの対応とかをどういうふうに行っているのか。また、被災した町民の方の皆さん、お孫さんもそういう施設に行っていますけれども、その辺、何ていうか、授業料ではないんだな、援助とか、そういうものはどういうふうに行っていますか。

あとは、町外に避難している方も多々おると思うんですけども、その辺の対応、配慮はどのように考えておりますか。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 今回の公立保育所・保育園の保育料につきましては、全額23年度は徴収しないというようにございますが、それと同様に、民間の保育施設にあっても保育料等の減免を考えておりまして、100%補助する事業を町が実施をして事業所の運営費に補てんをするというように考えておりますが、今回どの程度になるかというようなことの試算はしておるんですが、まだ確定をしておりませんので予算計上はしておりません。今の試算によりますと、民間の分で約1,500万円ぐらいになるのかなと、そういうふうに行っています。

（「町外の保育」の声あり）町外の保育所・保育園に行っている方につきましては、申しわけないんですが、今こういった状態で避難がどこに行っているかわからないような状況もありますし、そちらの保育所にあずけているのか、あるいは戻ってきてこちらにあずけるのかということの把握はなかなかできかねる状態でございますので、残念ながら資料を持ち合わ

せておりません。

○議長（後藤清喜君） 8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） わかりました。保育所は、保育に欠ける要件というのが大前提にありますけれども、今回そういう厳密な規約でいったらなかなか入所するのも困難だと思うんですけれども、保育料も免除ということでありますけれども、それは拡大解釈でいいのかと思いますけれども、まずここにうたっておりますように、本当に若い世代の流出を防ぐため、若干遅いような気もするんですけれども、こういう趣旨は賛同しますので、ひとつ住民皆さんの意見を聞いて進めていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） おはようございます。2番です。

前者がいろいろと質問をいたしました。先ほど入所数が出たんですが、これは今年度入所希望者数なのか。あるいはこれは総体なのか。結局、保育所でも1年とか2年とかいろいろあるようなんですが、それが1点と、それから、定員が改正案で外されているんですね。これは定員を超える意味あいのものであるのかどうか、その辺。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 先ほど申しました児童数でございますが、入所予定人数でございます。

それから定員につきましては、今、例えば待機児童解消のためというようなことで適正な定員管理が求められておりますので、その都度、例えば10名刻みで設定が可能なように規則の方で設定をすることを考えております。例えば待機児童が多い場合にはその部分で定数をふやすというようなことが可能になりますので、条例になりますとその辺が非常に難しくなるというようなことでございますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 今、定員のことを尋ねたのは、二つが一つになったりするものだから、定員数が超えた場合に受け入れ体制、状況はどうかと、そういうことを心配して今尋ねたわけでございますが、そういうことであれば保育士、あるいは受け入れ状況とか、そういうものは整備の上であろうというふうに理解しますので。

また、大変災害によって幼稚園児も幼いながらも心の痛みというのがあるかと思っておりますので、その辺のケアも職員等々に指示をしながら、早く子供は子供ながら回復していくよう努力していただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第49号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第50号 平成23年度南三陸町一般会計補正予算

○議長（後藤清喜君） 日程第6、議案第50号平成23年度南三陸町一般会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第50号平成23年度南三陸町一般会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、東日本大震災による厳しい雇用環境に対応するため、国の補正予算（第1号）に盛り込まれた重点分野雇用創出・人材育成事業の推進に係る費用並びに応急仮設住宅の取得に関する費用を追加するなど、緊急性、特殊性のある事業について所要の措置を講じたものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、細部説明をさせていただきますが、10ページをお開きいただきたいと思っております。

予算書の10ページでございますが、歳出の方からご説明をさせていただきます。

10ページの上段でございますが、災害救助費に今回補正額として2億9,820万4,000円、約3億円の補正でございます。その3億円の財源の内訳でございますが、国県支出金が1億4,200

万円、それから地方債が1億4,800万円、一般財源が780万円、こういったことで歳入歳出を組ませていただきました。

事業内容でございますが、使用料で774万円、主にエアコンリース料でございます。これは、仮庁舎あるいは病院のエアコンをリースしたいということで、7月から3月分の9カ月分を見込んでございます。

その下の工事請負費1,550万円でございますが、この主なものは仮庁舎及び病院のキュービクル工事、エアコンに伴いまして電源が相当数ワット数が多くなりますので、キュービクルを設置したいということで、これを見込んでございます。

それから、備品購入費で2億7,500万円、説明のとおり応急仮設住宅購入費ということでございます。現在、県で仮設住宅を整備してございますが、県の発注方式と同じように、業者が建てたものを購入するということで備品購入で今回50棟を予定してございます。工事請負ではなくて、業者が建てたものを購入すると、県の発注方式と合せた形で予定してございます。1棟550万円の見込みでございますが、その50棟分、2億7,500万円を今回計上させていただきます。

それから中段の水産業振興費、補正額で1,115万円でございますが、説明のように、市場事業会計への繰り出しでございます。9月のサケ漁に合せまして仮設市場を整備したいということで、その仮市場の設計等の額でございます。

それから、商工費で補正額5億9,515万円、約6億円でございますが、今回重点分野雇用、あるいは人材育成事業ということで補正を計上させていただきました。今回27の事業で、雇用人数、直接雇用で44名、委託事業で270名、合計314名の雇用を見込んでございます。その主な事業内容は10ページから11ページ、12ページ、13ページ、説明のように、事業内容と金額が記載されてございますが、これらの詳しい資料につきましては議案参考資料に事業内容に実施期間とか、あるいはまた事業費とか細部記載されておりますので参照をいただきたいとふうに思います。

それから、14ページで消防防災施設費ということで740万円補正をしてございます。

この財源内訳でございますが、その他ということで740万円、今回のこの事業の経費につきましては、すべて日本財団から交付されるということで、その他の経費の内訳は日本財団から交付されます。事業内容は、主なものでございますが、FM局の関係でございますが、その中で委託料として510万円。現在開局してございますが、難聴地域がございますので、順次難聴地域の解消を図るために業者に委託して難聴地域の解消を図りたいと。それから、備品購

入として資材用のワゴン車1台を購入を予定してございます。

それで歳入の方に戻らせていただきますが、これらの事業の歳入でございますけれども、5ページ、地方債補正で今回災害救助事業ということで1億4,820万円計上してございます。先ほど申し上げました仮設住宅2億7,500万円のうち、国庫負担金が1億1,190万円見込んでございます。その差額分の95%を起債を見込んでございまして、起債としては1億4,820万円見込んでございます。

続きまして9ページでございますが、歳入の民生費負担金ということで、災害救助費等負担金1億4,224万円ございますが、上段の災害救助費支弁金ということで2,324万円、これにつきましては先ほど災害救助費で申し上げました車両レンタル料、エアコンリース料の774万円、それから工事請負費の1,550万円、全額が100%民生費負担金として今回交付される予定でございます。

それから、応急仮設住宅購入負担金として1億1,900万円でございますが、現在の災害救助法のいわゆる仮設住宅の基準単価が1棟238万円でございます。その50棟分を今回負担金として見込み計上させていただきました。

それから、中段の商工費補助金5億9,515万円、これは全額県補助金として交付されます。

それから、雑入の740万円は先ほど申し上げました日本財団からの補助金でございます。

以上で、細部説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際してはページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。6番山内孝樹君。

○6番（山内孝樹君） 今、課長からいろいろ詳細説明をいただきましたが、10ページ歳出の方で1目災害救助費、この中の18節備品購入費と、これも説明をいただきましたが、この住宅購入費の中に、過日、歌津中学校の避難場所にまだ使われておりません、今後使われるわけですが、調理場のプレハブがございました。これらはこの中には含まれていないのかどうか。また別、全く仮設住宅と解釈してよろしいのかどうか、その点、もしできれば関連がございますのでご説明をいただきたい。

それから、10ページの商工費、重点分野雇用・人材育成事業費として大変頼もしい、また、復興の兆しの第一歩となるのではないかと私はこの説明を受けとめました。この雇用創出事業ということで、詳細、参考資料に目を通しましたが、この求人、これらは大枠の中で進めていくのか、また、各事業別に取り進めていくのか、その点をお伺いしたいと、このように

思います。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 仮設住宅の購入費につきましては、今度50戸分を建てる購入費を見込んでおまして、調理場についてはこの部分については計上ございません。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 雇用関係でございますが、資料でございますとおり、町が直接雇用する場合と、それから委託する場合とございまして、募集方法は事業ごとに募集するという、そういう予定でございます。

○議長（後藤清喜君） 6番山内孝樹君。

○6番（山内孝樹君） この仮設住宅は仮設住宅ということで関連がありまして今お伺いしたいということを前置きしたつもりですが、実は、避難場所の方々が大幅減っておりますけれども、この調理場を今設けられるということでお話を伺っているそうでありますが、なぜ、いまさらという言い方は失礼かもしれませんが、今の調理場で十分ではないかという避難者、お母さん方の声でありました。その点、関連がございますのでお伺いしたいと。

それから、重点分野雇用の人材育成事業費ということで、津波避難者生活支援事業等、25番目ございますが、今、避難をしている方々、瓦礫の撤去等でも雇用の臨時雇用ということでいろいろ勤めておる方もおるんですが、この中で、例えば災害ボランティアの運営や避難所での支援活動ということでいろいろ苦慮されている方もございますが、こういう方々は優先的に順位として取り進められないものかどうか、この1点お伺いしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 調理場についてご説明をいたしたいと思います。

各拠点避難所というところにはそれぞれ炊事をする場所があつて今までやっていただいていたのですが、場所によりましては屋外でテントでやっていただいていたたり、あるいは実際の家庭科室では木工室でやっていただいていると、そういったことがございました。衛生上、それではよくないというようなことの保健所からのご指導もありまして、調理場としての一つのブースをNPOさんの方からご寄贈いただきましたので、それを利用させていただいて調理をして皆さんに、避難されている方に提供をするというようなこととございます。早く用意できればよかったです、それぞれ避難所の事情が違ひましてなかなか一緒に発注することができなかったというようなことで、今回そういう形で用意をさせていただくというようなこととございますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 重点分野雇用の関係で資料の25番目にあります、今聞かれたことに関しましては、ボランティアの関係に関しましては社会福祉協議会の方でボランティアセンターを運営しております、そちらの方へ事業を委託する予定でございます、委員がご質問されたように、社会福祉協議会の方ではそのようにやっておられる方を、特定して優先で雇用されるかどうかというのは社会福祉協議会のやり方なんでございますが、とりあえず公募しながらということが前提でございますが、その中で一生懸命やっただけの方に関しましては、委員の質問にあったように、だれを優先するというわけではないですけども、そのような形で一生懸命やっただけの方、そして応募される方を雇用してやっていただくような、そういうような形になろうかと思います。

○議長（後藤清喜君） 6番山内孝樹君。

○6番（山内孝樹君） 説明で大体わかりましたけれども、実は、調理場をまたこれから使われる、それとあわせて、また飛び越えるかもしれませんが、調理師ですか、置くと。これまではそういう資格を持っている方はいなかったということでなぜという声もあったわけなんです。これも今、後に産業振興課長から説明をいただいた雇用の創出かという解釈をしているんですけども、その辺をもう一度。

それから、特定したという、平等というんですか、一般的にそのような応募、募集をするということでありましたが、今瓦礫の撤去等にもなかなか漁業をなさっていた方が避難所におるんですが、なかなかそちらの方には足を向けられない。立場上、どうしてもボランティア的な活動しかしていないということでそのような悩み事を聞きましたので優先をしてはどうかかなという、避難所ということで言葉を使わせいただきました。もう一度お二方、ご説明。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 避難所の調理に関しましては、できればそういう有資格者の方をお願いしておったということなんです、その方が都合があって受けられない場合には、残念ながらそこにはそういった方がいらっしゃらなかったというような、結果としてそういう形になった場合もあるかもしれません。ただ、ご存じのとおり、各避難所、皆さんお母さん方がそのままボランティア的に調理をしていたというような経緯がございますし、その方々につきましても、できれば調理員なり、あるいは調理師の資格を持った方と一緒に働いていただくというのがいいのかなというようなことで、少し遅かったのですが、そうい

う形をとらせていただいたというようなことでございます。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 雇用の関係でございますが、委員がおっしゃったように、雇用される対象の方は仕事がない方というか、職を失った方をまず最優先いたします。ただ、今回のこの25番目の事業の中にはいろんな業務内容がありますので、それにどうしてもある程度有資格でないとできない部分もありますが、それ以外で、どなたでもできると言うと言葉が悪いですが、今委員がおっしゃいましたように、職を失って、そして避難所とかで従事できるような作業に関しましては、職を失った方々、そしてもちろん地元の方を優先して雇用するという、そういうようなことが原則でございますのでそのような形で進めたいと、こう考えております。

○議長（後藤清喜君） ほかに。12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 細部説明の中にもお話がありました27事業を行うわけでございますけれども、約6億円近い5億9,500万円計上されてあるわけでございます。

まずもって、この数字を見ますと、ただいまも前者がお話ししたように、事業費と人件費、ほとんど人件費に使われるように計上されてあるわけでございますけれども、その中でただいま言われたとおり、これは専門的分野の職員の採用なのか、あるいは避難民の中から雇用を重点的に採用するのかというようなこともお尋ねしたいと思います。

そういう中で一つ、産業振興震災対策等臨時職員ということで、この項目のただし書きからすると雇用職の採用ということになるから、例えば事業費3,000万円に対して人件費も3,000万円だというふうな計上でないかなというふうに思います。そういうことを一つお尋ねしておきたいと思えますし、さらに5ページ、14、15番の中に地域農業再生事業、あるいは地域漁業再生調査事業という項目の中に農林業と漁業の関係があるんですけども、これはどうなんですか、産業振興課だけの計画素案ということなのか。それとも、法人団体の農協さん、あるいは漁協さんと話をしながらこういう事業の取り組みを考えているのか、その辺をお尋ねしておきたいと思えます。

それからいま一つは、上水道の施設管理補助事業ということで、これもほとんどは人件費に使われるということなんだけれども、この辺をひとつ聞かせていただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） まず、この事業は雇用対策事業ということでございますので人件費の方へ使うことが前提でございます。ただし、事業をするためには人件費だけというわ

けにはまいりませんので若干の備品とか、あるいは消耗品も必要となることがございますので、全体の中では、ある事業の中では80%以上を人件費で占めなさいという、そういうようなルールがございます。ですから、人件費の割合がかなり高くなっているのはそういうことでございます。もちろん、先ほども申しましたが、職のない人を対象といたしまして、特に今回の震災で職を失った方、そして避難している方々を優先的に雇用するという、そういうようなことでございます。

それから、参考資料の方に記載してございますが、一覧があるんですが、直接雇用と、それから事業区分で直営と記載しているものと、それから委託と記載しているものがございます。委員からのご質問のありました、左側の番号で14番とか、これらに関しましてはお見込みのとおり、農協の方へ委託する予定でございます。事業内容に関しましては農協の方と相談した内容でございます。

それから、3番目の上水道の関係でございますが、最初にご説明いたしましたとおり人件費が主なものでございますので、今回ここに記載していますとおり、メーター検針等の管理補助事業ということなものですから人件費がすべてを占めている、そういうような内容でございます。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） ただいまの説明ですと、避難民の中からも職をなくした人を雇用するんだというようなことなんですけれども、全くそういう視点に立って雇用をぜひ進めていただきたいなど。というのは、仮設に入っても働く場所がない、収入がないというようなことで多くの方々から話を聞いていますので、ぜひそうしたことに向けて取り組んでいただきたいなど、そんなふうに思います。

それから、上下水道、ライフラインの中で今非常に問題になっている件でございますけれども、見通しは出ているやに聞いておりますけれども、この避難民、あるいはまだ引かれていない集落等々からの声を聞きますと、いつまでなんだべなというようなこと、あるいは避難先のホテルなどからは、テレビニュース等々でもありましたけれども、非常に困っているんだというようなことございますから、そうした、町長を初め関係事業所の職員の方、ひとつ1日も早い復旧を目指して取り組んでいただきたいなど、そんなことをお願いして質問を終わります。了解しました。

○議長（後藤清喜君） ほかにございせんか。5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） 予算書の10ページ、先ほど6番議員さんも関連でお話ししたと思います

が、私もその点について1点、そのほかお聞きしたいと思います。

災害救助費といいますか、この中の仮設住宅購入費という大きな予算が計上されておりますが、予算は予算でいいと思いますが、この中で今回、夏も近づいて、かなり震災に遭われた被災者の方も衛生上、あるいはプライベート、そういったことで大変苦しんでいるわけですが、今回、仮設住宅もかなり進んでいるとは思いますが、早く仮設に入りたいという希望者がいるわけなんです、どうしたわけかなかなか進まないというふうな話も承っております。その中で、説明がありましたが、1棟当たり238万円の50戸ですか、そういった予定だそうですが、今回どうして事業が、極端に言いますと進まないのかなど。早く被災者の人たちの希望どおりして設置をして入居をできないものか、そういった中で、まずその1点をお聞きしたいと思いますし、それから、参考資料の一番最後、27番目ですね。この中の公共施設の震災復興整備事業ですか、この中の津波に遭った町道等の樹木など撤去、伐採とか、そういったものがあるようなんですが、このことについてちょっとご説明をいただきます。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 仮設住宅の状況でございますけれども、今現在、完成している戸数が1,026戸でございます。それで、実際に着工している数も1,292戸ございまして、今現在、着工を予定して既に調査、図面を描いているのが444戸でございます。1,794戸、これについては今見通しを立てておりまして、あと400戸ぐらい必要なんですが、これにつきましてもいろいろ今検討してございます。今現在、2,030世帯から申し込みが来ておりまして、この2,030世帯をできるだけ早く、すべて着工して完成ができるように今取り組んでおります。ただ、なかなか小さいくくりで各地区にやっているものですから、敷地造成工事がかかったり、そういうところで若干進まないところはありますけれども、今、県の第12次まで計画が進んでおりまして、すべてこの1次から12次まで私の方は建設を県の方にあげて建設をしてもらっているという状況でございます。

それから、町道関係でございますけれども、まだなかなか開削ができない部分もございまして、できるだけ支障のないように対処を進めていきたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） 今、課長のご説明にありますとおり、内容は（「5番、マイクで」声あり）課長の説明であと400戸見通しということで、県の方の1次から12次までですか、随分やったといいますか、工事が進んでいるように思いますが、その割にはなかなか避難民の方もかなり多いところもありますのでどうなのかなと思って今回お聞きしたわけなんです、進

捗状況ということが大体わかりました。それで、最終的ないつごろまでの日程で、最終的に予定の戸数、あるいは入居者が完了するのかなと、そういったことをお聞きしたいと思いません。

それから、先ほどの27番の農林道の樹木の伐採となっていますが、町道そのものが整備といえますか、まだ仮補修みたいになっていますが、なかなか進まないようなんですけれども、お聞きしたいと思しますので。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 見通しということですが、今、県の方で県の全体の仮設住宅の見込みというものをお盆前にすべて仮設住宅に入居を目指すというふうなことで進めてございまして、それで今月中にすべての建設する場所を県にリストアップをしてその辺で調整をして、工事が約1カ月ぐらいかかりますので、そういう中で県の方では目指していくということになっておりますので、私どもの方もできるだけ、今まだ用地等も探しておりますけれども、今月中にすべて県の方に上げたいと思っておりますし、ただいま計上している50戸につきましても早急に建設を進めていきたいと思します。

それから町道の方ですが、林道もそうなんですけれども、浸水域につきましては災害査定が6カ月後というふうなことになっておりまして、その間、緊急でどうしても通らなければならないところについては応急工事というふうにやっておるのですが、なかなかすべてを今やり切れないというのが現状でございまして、その辺につきましては自衛隊の皆さんにお願いをして随時対処をしてまいりたいと思します。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） 県の方に今月中ですか、リストアップして届けるということなので、今月中であればもう何日もないといえますか、やむを得ないかなと思します。できるだけ避難民の方々の気持ちを察して、一生懸命やっているのはわかっていますが、できるだけ早目に工事を進めていただきたいと思します。

それから道路の方なんです、これも一方通行になっている箇所が何箇所かありますね。そういったところでコーンが立っていますが、町内の方だけ走っているわけではないので、いわゆるボランティアの方とか町外の方、いろいろ支援してくれているいろんな他県からの方も来ていますので、そういったことで周りの樹木同様、道路もかなり危ない見通しの悪いところもありますので、このことも伐採工事の方をお願いしたいと思しますので、その辺。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 仮設住宅につきましては、お話ししたとおりでございますので、できるだけ早く対処をしまいたいと思っております。

それから、入居状況も随時完成してきていますので、これからは徐々に入る方が多くは入れると思います。

それから町道等につきましては、これもしっかり調査をして、できるだけ安全上、危険のないように対処をしまいたいと思います。

○議長（後藤清喜君） ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

午前10時58分 休憩

午前11時13分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行します。3番佐藤宣明君。

○3番（佐藤宣明君） 3番です。2点ほどお伺いしたいというふうに思います。

一つは、重点分野雇用創出事業でございますが、大変今の町内の状況を見ますと非常に重要な、本当にその名のとおり重点分野であろうと、雇用の問題は。そういうふうに思っているわけでございますが、それで27事業、あるいは委託含めてあるわけでございますが、委託事業でございますが、委託先を教えてください。

それから、各課対応の事業がございますが、それぞれ危機管理課、産業振興課とあるわけでございますが、現在、無料職業紹介所の存在はどういうふうになっておるのか、産業振興課内にあるのかどうか、その辺の確認をいたしたいというふうに思います。

それから次に、仮設住宅の関係でございますが、総務課長の説明によれば1棟550万円かかるんだと。そのうち県の負担金として238万円だというふうに新聞報道もなされておりますけれども、50戸を直営で建てるんだというふうな報道がされておりますが、その50戸分の場所はどこか特定されておるのか。それから、この段階でなぜ町独自に建設しなければならないのか、その経緯を含めてお伺いしたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） まず、委託先の関係でございますが、議案関係参考資料の方に一覧表にしてございますが、No.14番からの事業から委託になってございまして、まず14番の事業はJ A南三陸農業協同組合の方へ委託予定でございます。それから15番でございますが、15番はN P O特定非営利活動法人で海の自然史研究所というところがございまして、こちら

に委託する予定で考えております。それから16番でございますが、16番は漁協歌津支所の方へ委託しようと考えています。それから17番は南三陸商工会、それから18番に関しましては、南三陸町観光協会の方です。19番の方でございますが、これは南三陸ウォーターサービスという、水道事業の関係ですね、こちらの方です。それから20番でございますが、入谷グリーンウェーブ構想促進委員会。それから、21番も同じく入谷グリーンウェーブ構想促進委員会を考えています。それから、22番も同じく入谷グリーンウェーブ構想促進委員会を考えています。それから23番でございますが、23番は町内の佐良スタジオ、佐々木写真館を考えています。それから24番でございますが、こちらは宮城県建築士会ですね。それから、25番は南三陸町社会福祉協議会。26番に関しましては警備会社を想定しています。27番は南三陸森林組合を想定しています。

それからもう1点、無料職業紹介事業の関係でございますが、これの方は緊急雇用事業の関係で、今回、重点雇用の方ではなくて別の方で、前の議会で予算を計上していただきました事業の方で、失礼いたしました、すみません、No.3番の方でございます。No.3番の方で、今回無料職業紹介事業を展開しよう、こう考えてございます。以上です。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 仮設住宅の建設候補地ということで、現在町内の用地対策ができている2団地か3団地、これを予定しております。それで、まだしっかり造成等の調査というものも終了しておりませんので、その辺で見通しがついた時点で公表させていただきたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 今回、直接町が直営で仮設住宅の取得に踏み切ることにした経緯というご質問でございますけれども、これまで仮設住宅の建設についてはこれまでの議論の中でもご説明申し上げておったとおりでございます。基本的には宮城県が一括発注をしているということでございまして、ある意味順調に12次まで本町においても建設が進んでいるということでございますけれども、一方で、宮城県の方で当初プレハブ協会に一括発注という形をとっておったようでございますけれども、ご案内のように3万戸云々というお話の中でどうも時期的にどうなんだろうということから、実は途中から手上げ方式で民間のそういった建築業者等にプレゼンをさせてきた経過がございます。私どもが今把握している段階では県内77社が仮設住宅の建設について受注できる環境をとっておるというように確認をいたしてございますけれども、今回、この時期本町でも直営でやろうということに踏み切った背景に

は、当然時期的に、先ほど申し上げましたように、今、宮城県が目指しますお盆までには入居を完成したいという状況の中で、仮設住宅の建設についても目的はそこに置きながら、なおかつ地域経済、あるいは雇用の創出に貢献できる環境があるとすれば、そういったことを含めて町としても取り組むということも検討いたしてまいりまして、今回、とりあえずというか、当面50戸を予定をさせていただいて、直営で工事といいますか、仮設住宅の所得を検討し、具体化に向けて今ご提案を申し上げさせていただいているというような状況でございます。

○議長（後藤清喜君） 3番佐藤宣明君。

○3番（佐藤宣明君） 雇用対策でございますが、無料職業紹介事業ですね、これはそれぞれ事業があるわけでございますが、そうすると、産業振興課管轄の職業紹介所で一括、この雇用対応については管理をするという仕組みになるのでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 産業振興課の方で取りまとめはいたしますけれども、各課、それから各部署の方へ委託とかに関しましてはそちらの方で、各部署でお願いするという形になりますが、例えばこういうような形で募集しますよとかという場合、その募集等の作業に関しましては産業振興課の方で一括して行いたいと、こう考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 3番佐藤宣明君。

○3番（佐藤宣明君） 非常に重要なキーワードだと思うんです、雇用対策というものは。したがって、その無料職業紹介所の存在ですね、どこかで別棟でもびしっと、ここで、例えば雇用対策、雇用に関しては一切できますよと、町民から見た場合にそこに行けばすべてがわかるというふうな流れの中で各課それぞれが、いわゆる担当課、担当課でやっていけばなかなか、町長が常に申されるスピード感というか、住民側から見れば一定した、安定した機関というか、そういう目で見られないというふうな感じがいたしますので、やはり重点的にそこは処理するという分野をぜひ構築していただきたいなというふうな願いをして質問を終わります。

○議長（後藤清喜君） ほかに。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 前者も質問した10ページの応急仮設住宅の購入費なんですが、県が建築する戸数では足りないのかということなんです。なぜ直営でなければならないのか。業者から購入ということで1棟当たり550万円。いつでしたか、新聞報道されましたら1棟当たり建設費すべてで350万円ぐらいだというような報道もなされた新聞もありまして、ハウスメーカー

一によっていろいろ単価の違いというのは出てくるんですけども、それから見ますとこの550万円というのはそれなりの単価なのかどうなのか。値段はどなたがお決めになったのか。相手先はどこなんですか、この業者というのは。場所もまだ決まっていないというようなことで、それで、きょう予算を提出するのに場所が決まってからでは間に合わないのかどうなのか。いつまでこれを決めなくてはならないのかという、国からのいろんな指導もあるでしょうけれども、どうなのかと、その辺が。

それから委託先、先ほども27ということで、直営と委託ということで委託先がもう既に決まっているんですね。すると、これはどういう……業務委託という観点でとらえていいのかどうか。契約の仕方がどういうふうな委託なのか、業務委託なのかどうなのか。普通、そういうものをする際には公募というか入札というか、あるいは随契とかいろいろあると思うんですけども、もう相手先が決まっているんですね、予算計上している際に。その辺の経緯です、それぞれの業者といたしますか、相手先の委託ですね。どういうふうな経緯でこういう方々を選んだのか、それをお聞かせください。

それから予算書と明細書というか、参考資料の項目ごとの額、数字が異なっているんですね。先ほどの人件費と色々な備品のこともあると思うのですが、委託の場合はぴったり合っているんですが、直営が異なっているんですね、予算書と参考資料ですね。その辺がどのように違うのか、その辺のところをお聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） まず、単価でございますけれども、これにつきましては、今、県で仮設住宅を建てている標準的な単価を基準に今回予算を上程させていただいております。それで、これにつきましては建物本体、あるいは電気工事、それから給水、排水、それから外溝、そういったすべてのものを含んだ額でやっておりますので、これからその辺、敷地の状況とかいろんな状況がございますので、そういうところをきちっと精査をして価格をその範囲の中で決めていきたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 業者が決まっている、あるいは今、予算計上の時期なり、そのタイミング等についてのご質問でございますけれども、最終的には町の契約業者審査会でこれから検討をさせていただくということでございまして、いずれ今後、今、建設課長がお話ししたとおり見積もりなり、そういった手順を踏みながら、またしかるべき時期に決定した暁には、これは財産の取得で最終的に決定する場合には議会の付議事案でございますので、改めてそ

の分については決定と合せて、契約行為については議会の方にご提案をさせていただくというところでございます。

予算の時期につきましては、そういったことで、今回予算なり考え方について議会の方でもご決定をいただき、さらに今後そういった事務手続を進めて、最終的には議会の議決に付すというところでございますので、今回予算という形でご提案をさせていただいたわけでございます。

業者については、先ほど申し上げましたように、これから審査委員会等での決定でございますけれども、正直、基本的な考え方については、さきの3番議員にもお答えをした地域経済へのそういった波及効果、あるいは雇用の創出等々の観点も含めて検討委員会で検討をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 直営の場合、事業費が違うのは共済費というか、社会保険をかける関係で事業費が、この資料の方は全体、社会保険料を含んだ事業費を計上していますので、そこが予算書と社会保険料を別計上していますので、そこが若干違います。

○議長（後藤清喜君） 建設課長、仮設住宅、なぜ。

○建設課長（西城 彰君） これは、県の計画の部分で町の方で町に事務を委託を受けてやるということなので、すべて県の発注の範囲、戸数の範囲の中に入っていたものをやるということでございます。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 雇用創出事業の方の委託に関しましては、私も委託先をここだという表現をしてしまいましたけれども、そう考えているということでした、それで、そこと相談、各関係課を通じながらこの事業をやるにはどれぐらいの予算規模でどのような業務量があるかということと相談したところが委託先を考えているということなものですから、まだその委託先は考えてはおるんですけれども、先ほど副町長が申し上げましたように、そこに決定というわけではなくて今のところはそう考えているという、そういうような状況でございます。その委託先の方からこの作業をすればどういったぐらいの単価になるかとかという、そういうような資料をいただいた関係でございます。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 仮設の方ですが、宮城県が考えている戸数の中にこの50戸も入っているということ。何で、直営でなくてもいいんでないのかということを知っているんですよ、宮

城県がなぜできないのかということなんです。それは場所か何か設定ならないからということではないんですか。違うんだね。なぜ直営なのかということ、町が。宮城県の数に入っているなら宮城県にやってもらった方がいいのではないですか。高い550万円の単価でやらなくてももっと安くできる可能性もあるのではないんですか、私はそう思いますよ。

それから委託先なんです、予算を計上する際に基本的な数字を出すために聞いてみたということなんですかね。聞いてみたこの団体というのは経験のある方々、そういったこれからお願いする業務を経験のある団体なんです、皆さん。私はそうではないと思います。なぜそこから聞いたのかという経緯です。なぜここから聞いたんですかと。それから、これから契約先を募集というのかな、やるでしょうけれども、これは決定ではないんでしょうから。一応お話を、どれくらい経費がかかるかということの予算を計上するためにお話を聞いただけということであれば、やはり聞いたところには発注はできないと思いますよ、聞いたところには。だから、県の建物で言えば基本設計ですよ、基本設計をやったところに指名入札なり何々をさせないのが今原則としていますので、話を聞いたところは聞いただけで。これから発注というかお願い、委託をするわけでしょうけれども、どういう方法をとるんですか。公募をするとか、あるいは入札に参加させるとか、入札方法ですよ、どういうふうな業務委託をするのか、その辺のところをお話ししてください。町民の方々にこういう事業ありますよと、参加しませんかというお知らせもしなければならぬかと思えますよ。その周知の方法はどういうふうにするのか、その辺の考え方をお聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） ある意味おっしゃる部分もそのとおりでございまして、このままの状況で進んでも予定どおり県が目指します時期までには本町が必要とする戸数は確保できるという見通しもあります。先ほどから3番議員のご質問にも答えましたし、三浦議員のご質問にも答えておりますけれども、現在プレ協がいろいろ各団地の整備工事というか建築工事をやっているわけでございますけれども、なかなか地元の雇用創出にもつながっていないと。いろいろ全国各地のメーカーさんが来ておりますので、そういった中で同じように目的が達せられるのであれば、それはやはり地域経済にもいろんな形の中で還流できるように、かつ、また地元の雇用が図れるような、いわゆる一種の一つの政策としての判断でございまして、その結果、県あるいは町が目指す時期までに完成すれば、やはりこれは町の政策の一つとして判断をさせていただいたという経過がございます。

それから、産業振興課長の答弁でございますけれども、もう一步踏み込んでお話ししますと、

これは、この事業が国の方、あるいは県の方から下りてきた段階で各課にどういった事業の中で、どれだけのより多くの雇用が図れるか各課に検討をさせてきた経過がございます。これまで2年、3年、緊急雇用なりいろんな雇用制度をやってきたと同じように、当然各課でどういった事業を展開することによってどれだけの雇用が生まれるのか、なおかつ、今この時点でどういう行政需要があるのか、必要な事業があるのか、そういうものを検討してきました、その結果ここにこういう事業を展開することによってその事業がかなうということになれば関係団体とも協議をして、では、そういうことで町としても議会の方に予算をご提案をしようかということでございまして、正式に申し上げれば、まだ契約はしてございませんけれども、具体的にはその方向で検討をしておりますし、今議会の方にご提案をさせていただいているのは単行議決ではございませんけれども、こことこういう形でこれだけの事業費を充てて雇用の創出を図りたいというご提案をさせていただいておりますので、今後改めてそれぞれの事業について受託先を公募するという考え方とは、産業振興課長の答弁はちょっと一歩引いた考え方でございますけれども、そういうような考え方で進ませていただきたいので、ぜひ、先ほどご説明しました委託先等も含めて、委員の皆さんにご検討、いろいろご議論をいただきたいというようにお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 仮設につきましては地元の方々の雇用という面というお話でありますので、ぜひ地元の方々の雇用を促進していただくように。何人ぐらい雇用の予定があるのか、今の段階で見込んでおるのか、それをお願いしたいと思いますし、それから委託先は、そうしますと、お話しされたこういった方々に委託をするのだと。漁協、農協あるいは観光協会につきましては大体知っている町内の産業団体でありますから、あるいは建築士会、社協等と知っているからいいんですが、森林組合もですが、NPOの海岸研究所とか、そういう聞いたことのない団体ですよ。なぜこのNPOの団体に選定したのか、その経緯ですね。それから、入谷公民館のグリーンウェーブというところが便利屋さん事業とか、こういった事業をこれまでしたことがあるのかどうか。こういう内容のものはグリーンウェーブ以外にも、いや、私たちもやりたかったんだというような話が後で出てこないのかということなんですよ。なぜここなんだと。町内にもいろんな団体がいっぱいあるわけですから。三つも同じ団体に出さないで、一つぐらいはよそに回してもらってもいいのではないかなと思うんですよ。なぜここでないとできないのかということですよ。平等に欠けるといえるか、後で問題が起きませんか、町民の方々から。我々だってやりたかったのに、公募もしないのか、

話もわからなかった。我々だってきょうここに来てわかったのであって、本当にわからないですよ。最後に言われるのは我々なんですよ、「あんたたち議員たち、何やってんのっしょ」と、これで終わりなのさ、住民の方々からは。やはり広くお知らせをして公募すべきだと思いますよ。どなただってできることなんでしょうから、こういうことは。その辺の考え方はいかがですか。

○議長（後藤清喜君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 最初の質問でございますけれども、この分につきましては、いずれ、先ほど申し上げておりますように、購入先の決定に当たりましては別途議会に付議をさせていただき予定でございますので、その際どれぐらいの雇用の創出につながるのか、そういった部分については改めてご説明をさせていただきたいというように思います。

それから2点目につきましては、結局今の委員のご質問で、住民広くこういう事業展開がありますと、参加をしたかったという分については、あとは主体がどこであろうが広く町民の皆さんにそういった事業に参加をしてもらおう、雇用という形で、ごらんのように事業費のほとんどが人件費でございますから、町内の方々に地域問わず、どこが事業主体であろうが広く雇用に参加をしてもらおうような仕組みづくりというか、仕掛けなり呼びかけが大切なんだろうなというように思いますので、そこについては十分議員のご発言の趣旨などを踏まえながら対応させていただきたいというように考えてございます。

○議長（後藤清喜君） ほかに。7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） 1点だけ伺います。

先ほどより出ております重点分野雇用・人材育成事業についてですが、この雇用の部分の募集についてですが、公募ということですが、どういった、周知をどのように考えておるのか、その辺伺います。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） まず第1点目としては、今後議会の議決をいただきました暁には町の広報にまず必要な部分を掲載しようとして、こう考えていますし、それから、町内の避難所、それから町外の二次避難所の方へもこのチラシの作成いたしまして周知しようとして、こう考えてございます。その後に関しましては、無料職業紹介所等も開設いたしますし、それから大きくはハローワークの方へ情報提供をしながら公募しようと考えております。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） 今、町民の皆さん、仮設住宅に既に入居している方もいますが、ある

意味散らばっております。集団避難であったり、避難所にいる方もありますし、個々に避難している方もいまして非常に周知が難しいだろうと思いますが、いずれ、町民の雇用と、それが原則だと思いますのでぜひ、非常に今情報が届きにくい環境にありますから、あらゆる手段を講じて情報の提供に努めてほしいと思います。なかなか、先ほど3番議員も言いましたように、一番はやはり無料職業紹介所あたりが一括してそういった対応ができればいいのかなという感じもいたしますし、その辺もあわせて進めてほしいと思います。

○議長（後藤清喜君） ほかに。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 何点かお尋ねします。

予算書の10ページ、災害救助費の中の14節にエアコンリース料があります。これは先ほどの説明で病院と仮庁舎のエアコンをすると、そういうお話でした。本日もかなり暑さが厳しくてエアコンなしには生活できないのかなと思うんですが、今後ますます暑くなると思いますので、私、前回も病院を町長にお聞きしましたら、立派な仮設をつくるからというお話でした。それでもう一度お聞きしますが、新しい仮設ができるまでアリーナを使えないのかどうか、その辺を1点お聞きいたします。

それから、今大分議論されておりました応急仮設住宅50戸ということで今されております。この50戸は地元の材料を使うのかどうか、そしてさらに、先ほど建設課長があとは400戸必要だと、そういうお話でしたが、私はもっと広げて、地元の方たちの雇用と材料を使ってもっとつくっていくべきだと思いますので、その辺をお聞きいたします。

それから、参考資料の中で何点かお聞きします。

まず、4ページの7番です。医療補助者設置事業ということで、これは入院及び外来のレセプト点検ということなので、この災害を受ける前は委託業者によってレセプト点検とかをしていたと思うのですが、この人数を見ますと1名だということなので、その辺で大丈夫なのかどうかということが1点であります。

それから、20番です。便利屋さんの事業ということで記載されておりますが、具体的にはどのような事業をするのかどうかということですね。とりあえずその辺をお聞きします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） この間答弁をさせていただきましたが、アリーナの使用ということについては私の方としては考えてございません。前に答弁したとおり、新しい診療所をつくってそちらの方で対応していきたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 仮設住宅の関係でございますけれども、先ほど来ご答弁申し上げたとおりでございます。とりあえず今回50戸ということでございますので、問題は、先ほど三浦議員さんにもお答えしたとおりでございます。宮城県で進めても予定どおり進むことも事実でございます。その中で一つの町の政策的な判断として今回直営で購入をしようと、取り組もうということにしたわけでございますけれども、一方では、これがもっとふえることによって時期的な問題がどうなのかという、正直懸念もありますし、財政的な問題もあわせ考えなければならない部分もございます。今回、一応50戸ということでございますので、そういった動向を見ながら、その辺については今後検討の必要はあるだろうというように考えてございますけれども、問題はやはり最終的な目標をしっかりと確保できるのか、それから財政的にどうなのかと、そこの政策的な判断の折り合いということでございますので、現時点では50戸について早々にそういう対応をしてみたいと。それでどれだけの雇用の創出と、そういった町が目指すべき効果が生まれてくるのか、その辺の見きわめもしていかなければならないだろうというように考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長兼総務課長（横山孝明君） 一つ、病院仮設ができるまでアリーナを使用してはという内容についてちょっと触れたいと思いますけれども、一般の住民が多数入る中で、病院の診療所としてアリーナを使うということは多分許可にならないと思います。そういうものもありまして、アリーナの使用はそういう制度上も困難かなというふうに思います。今までは避難所として医療をやったので、保険請求とかの関係で関係ないということで使っていたということでございますので、その辺はこれから病院としてとか診療所としてきちっとしたものをやるよというときはアリーナみたいな、例えば皆さんが出入するようなところで、例えばどういうふうに区切ってやるかとかという問題もございましてちょっと困難かと思えます。

それから、重点雇用の7番の医療補助者設置事業の関係についてですけれども、今回診療所と病院ということで、今までは医事課というものがありまして、その中で医事の管理、請求事務まで委託しているんですけれども、それを管理する必要があるということで医事課を置いているわけですが、今度両方でやらなければいけないと、病院の方と診療所の方ということで、今回レセプトに精通する人を1人雇って、片側の方の管理を少し手伝ってもらおうかなというふうなことで1人ということにしています。あと、こちらについては医事課の職員の1名おりますので、その辺では両方管理しなければいけない、1人ではちょっと

その管理も難しいということで1人の補助者をつけるという内容でございます。

○議長（後藤清喜君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 被災地の便利屋さん事業でございますが、グリーンウェーブの方の事務局が一応入谷の公民館ということで出ておりますけれども、この具体的な事業内容につきましては、避難所や仮設住宅の被災者を対象としまして、いろんな方が入居していますので、その方々の日常生活の困っていること等をお手伝いするというふうなことで、具体的にはふろの掃除とか買い物とか、あとは草取り、あるいは高齢者の話し相手とか子供の話し相手とか、そういう支援をお手伝いするというふうな内容でございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 先ほどアリーナをどうして使えないのかと、そういう許可にならないと、そういう答弁でしたけれども、この暑さを乗り越えて患者さんも、それから先生方も乗り越えるためには本当に今の仮設の診療所は劣悪な状態だと。何とか、普通の災害ではありませんので許可をもらうのはそんなに難しくないとは思っております。立派な仮設ができるという町長の答弁ですが、それまでさらに仮の診療所として使ってほしいと、そんなふうに思っておりますので、その辺もう一度答弁をお願いしたいなと思います。

それから、先ほどの私の質問に答えがなかったのですが、仮設の地元産材料を使うのかどうかということです。実は、岩手県の住吉町などでは既に地元産木材を使って仮設住宅が進んでいるんですよ。そして、さらにそれを一歩進めて、一応仮設が終わった時点で希望者にはそれを買っていただくというか、購入していただいて一部屋でも二部屋でも広げて本来のすみかにすると、そういう事業も展開しているところもありますので、そういう考え方でいくと、私は地元材料、木材を使いながらそういう仮設住宅をつくっていくというのは大変有意義なことだと私思いますので、全国的にもそういうのが進んでいます。ぜひ、50戸と言わず、私はもっと勧めるべきではないかなと考えておりますので、その辺の考え方をもう一度お願いしたいと思います。

それから、具体的にということで私お聞きいたしました便利屋さんの話ですね。具体的には今買い物と草取りとか話し相手ということで、仮設にいる方たちの利便性を考えながらやると。大変私はいいと思います。というのは、私心配していますのは、仮設住宅に入って、あそこの神戸でありましたように孤独死がかなりあったと。そういうことにならないように、仮設住宅に入ったら入ったなりに、やはり行政としてこういう孤独死が一人でも出ないようにやっていく、そういう対策が必要ではないかなと、そういう気持ちで質問しております。

具体的には今お話がありましたので、これは継続事業としても本当に孤独死が一人でも出ないように、そういうことを行政としてきちっと管理していく必要があると、そう思っております。

それから、もう1点お聞きしたいんですが、ほとんど雇用で人件費がされておりますが、この委託と直営の人件費は同じなのか、それともどういうふうになっているのか。人件費についてちょっとお尋ねいたしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長兼総務課長（横山孝明君） アリーナの関係なんですけれども、確かに今のプレハブの診療所ではいろいろと過酷な条件であり劣悪であるというのは我々も認識しております。それをできるだけ早目にある程度もっとしっかりしたプレハブを設置して環境を整えていくということで今進めているんですけれども、なかなか県と協議をしながらいろんな面で震災なので何とか広い目で許可などをという話もしていますけれども、なかなかやはり今の規制の中でできないものはできないと言われてしまいます。それを何とかしようということでやっていますけれども、現在のアリーナの関係については、例えばアリーナを仕切ってしまうと、出入口を別にするとかという内容であればできないこともないかもしれないんですけれども、それをどのようにしていくかというよりも早めに環境を整えるというか、そういう方が先なのかなというふうには思いますけれども、今、今回エアコン設置によってこの暑さを何とか乗り切っていくって、冬前にはできるだけ早く新しい仮設の診療所を設置したいなというふうに今努力しているところでございます。

○議長（後藤清喜君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 先ほどちょっと答弁漏れがございまして失礼をいたしました。

今回の仮設住宅等で町が直接対応する分について地元木材、そういったものを活用されているのかというご質問でございますけれども、今回いろいろ一般の建築業者が県の方にオファーをかけた内容を見させてもらいますとさまざまなんでございます。主要部材、ご存じのようにプレハブでございますので、海外から相当、国内だけで供給できなということに入っていますから、そういうものを使ってのご提案もあれば、地元というか、木材を主要部材とした仮設住宅の建設ということでご提案をしているところもございまして、町としてこれからそういった審査会においては、先ほど来申し上げておりますように、地元の雇用の創出、あるいは地元のそういう経済への波及効果という面ではそういう地元木材、そういったものの活用がどうなのかという視点からも当然検討を加えさせていただくこととなりますので、

そういったことを注視しながら契約というか、業者の選定に臨んでいきたいというように考えてございます。

それから申し上げておきますけれども、仮設住宅、ご案内のように基礎については全部杭打ちでございまして、その上に乗っかっているというのが仮設住宅でございまして、そのまま仮設住宅としての機能が終わった後に本設という分にはちょっといかないだろうというように考えてございます。ただ、例えば今回、町が取得をするわけでございますから、それは所有権が町にありますので、仮設住宅としての機能を終えた後に、それをいわゆる準公営住宅的なものということについては改めて基礎工事をしっかりとるか、あるいはそういうニーズに合わせた間取りにつくり直すとか、そういう利活用は将来可能だろうというようには考えておりますので、そういった面については検討は当然していく必要はあるだろうというように考えております。

○議長（後藤清喜君） ちょっとお待ちください。間もなく12時になりますけれども、10番議員の質疑が終了するまで、昼食はその後にします。

産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 直営と委託で単価が違うのかということなんですけれども、業務の内容によって単価はもちろん違います。これは直営であっても委託であっても、それぞれ業務の難易度によって単価は違っております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） アリーナの件、これはやはり検討する必要がありますので、皆さんあそこに行って見てください。本当に大変な状態で診療していますので、皆さんご存じだとは思いますが、もう一度こういう緊急のことですので検討してほしいと思っております。

それから、地元材料を使ってという私の提案なんですけど、町としても今後検討するというところで、いろいろ材料を使うかどうかわからないんですが、そういうことでそれも一案として検討してみると、そういうことなので、ぜひこれを提案したいと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから人件費の問題ですが、業務の内容によっては違ふと。業務の内容によって違ふということはわかるのですが、何かいろいろほかのところを聞きますと、町で、県で発注した人件費がそのまま雇用者にいっていないのではないかという話もされるときもあるので、そういうことのないように、きちっと最初からそういうことができるように皆さんに周知しながら雇用して働いてほしいなと思っております。

それから、先ほどのグリーンウェーブがやっております便利屋の問題なんですが、これは今回で終わりではなくて、もっと引き続き、そういう私の趣旨から言いますと、孤独死を防ぐということで続けてほしいなと思うんですが、その考え方としてはいかがでしょうか。もう一度答弁をお願いします。

○議長（後藤清喜君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 一応、実施をしてみてから、あといろんな相談業務、精神相談とかいろんなそういうケアの関係はどの程度専門職が必要なのか、その辺もわかりませんので、一応日常的なお手伝いの要素の事業ということで、その辺は関係課と協議しながら今後検討したいと思います。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 孤独死とか、そういった関係で仮設住宅の生活相談員の配置というようなことで、これは25番、社会福祉協議会に委託する事業の中で別に生活相談員なり、あるいはそういった方々を別に雇用するというような形を考えておりますので、そちらで対応したいと思います。

○議長（後藤清喜君） ここで昼食のための暫時休憩をいたします。再開は1時10分といたします。

午後0時03分 休憩

午後1時08分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） 8番でございます。

10ページの災害救助費、エアコンレンタルリース料、それと臨時災害FM放送事業について、それと病院のことにしてお伺いをいたします。

まず、エアコンリース料、これはリースして取り付け工事等は多分町内の業者さんを考えておられると思うんですけども、この辺の対応がどうなっているのか。そしてまた、蒸し暑い梅雨の時期に入る前に設置可能かどうか。何十台ぐらい設置をするのかお伺いいたします。

それとあと病院の方ですけども、病院も場内の介護員さんが全然いなくなったので随分混雑しておるようでございます。暑さ対策としてはエアコン設置するものと思われませんが、あと雨対策として、あれでちょっと大丈夫かな、そういう懸念を持っていますが、その点をど

ういうふうを考えておるか。

それとあとはFM放送事業なんですけれども、この前の臨時議会でも説明がありましたけれども、私もどういふことを放送しているのかと思って、入谷で車のFM、そして携帯ラジオを持って電波を探しておるんですけれども、皆目何も応答がないので、これは今、難聴地域ということでいろいろ対策するようでございますけれども、今どのように把握をしておるのか。そして、これは今開局したばかりですけれども、最終はいつごろまで開局しているのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 今回のリース料でございますけれども、ここの仮庁舎の分としてエアコン27台を予定してございます。それから病院の方の仮庁舎については15台ということで、合計42台になります。7月からということで予定してございます。時期でございますけれども、この下の工事請負費で電気設備工事というものがございまして、キュービクル工事をしないとエアコンの容量が足りなくなるとということで電気設備工事を行う予定でございまして、この辺の工事の進捗によりましては7月の早い時期、あるいは6月下旬から可能なのかなというふうに思っています。リース料でございますので、できれば地元ということも一つの選択肢でございますけれども、できればそのように発注をしたいと考えていますが、これについてはこれから指名委員会等で決定をさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長兼総務課長（横山孝明君） 病院の混雑と雨対策ということでございますけれども、確かに、病院の方、今平均で200人ぐらい1日大体それぐらいの患者さんがあそこの診療所を利用しているというような状況です。なかなか診察室も狭隘ということで、狭いところで先生方が診察を行っていることもありまして、確かに混雑しているということで、いろんな患者さん、それから医療関係者のストレス等の関係もございまして、その辺の対策も考慮しなければいけない。それから、晴れた日については外で待っていても今のところよかったですけれども、今後暑くなってくるとなかなかそれも難しくなるということで、その辺の雨や気候への対策も考慮しなければいけないのかなということでございますけれども、先ほど総務課長の方で話がありましたとおり、エアコンのリース、一つはエアコンで気候に対する対策、それから混雑に対する対策については、なかなか今診察室が狭隘ということもありまして、昔あった中待合みたいな各科の待合がもうできないということで、その辺は今

のところそのまま使っていかなるを得ないのかなど。雨対策についても、あそこは全部本当は屋根をかけたりすればいいんですけれども、経費的な問題で今後どうなのか。それよりも、経費をかけるのであれば新しくプレハブのもっと大きなものをとということで、今、県とか国の方に要望を出していますけれども、そういう格好でやっていかないと、ある程度長い期間診療をすることができないのかなということ、そちらの方を重点的に今年度中に対応できるように考えていきたいというふうに思っております。

○議長（後藤清喜君） 危機管理課長。

○危機管理課長（三浦清隆君） FM放送の関係でございますけれども、現在、行政情報とか生活支援情報を中心に放送を流しております。それで、前回の議会の際にお答えいたしておりますけれども、実際アリーナにアンテナを立てて放送をしているという関係上、どうしても難聴地域があるのも確かに事実でございます。そこで、今回補正予算に計上させていただいておりますけれども、田東山に中継局を設けまして発信するというので、それでもどうしても全域をカバーするのが難しいのかなというふうにも考えておりますけれども、現状の状況を考えますと田東山、一番高いところでございますので、そこに上げることによってほぼ網羅できるのではないかなというふうに考えております。

あと、放送の期間でございますけれども、一応予算の対応もありますので本年度末まで考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） エアコンはリースだからということで、物はそうでしょうけれども、町内の業者さんだっているんならしていけばリースも可能だと思いますけれども、最悪でも地元雇用、地元経済のことを考えれば工事だけでも町の業者さんがやるというようなことも可能だと思うんですけれども、再度その辺。例えば、以前、テレビ購入の折に町の方で電気業者さんが組合をつくって一括引き受けたということがございますので、今回もそういうふうな対応を考えているのか、またしていくのか、その辺をお伺いしたいと思います。

あと、病院関係については、先ほど同僚委員もいろいろ質問されておりましたけれども、年内にはというより、この暑さ、梅雨どきは今のままで何とかしのいでくれと、そういうふうに私は感じました。これはいろんな、予算とかさまざまな面もあろうかと思っておりますけれども、ぜひ利用者の身に立っていただきまして早急な対応・対策をやっていくべき、そういうふうに思います。

あとFM放送、田東山に中継局、これはわかりました。それも年内ですか、そうすると結構

な費用、ちょっと個人的に言えばもったいないな、そんな感じもします。それで、今大体どれぐらいの区域、何人ぐらいが聴取できているのかな、そういうふうなこともあわせてお答えをお願いしたいと思いますし、また、前回の臨時議会の折にも同僚委員の方から防災無線はどうかという声がありました。これは特に我々の地域ですけれども、防災無線がないとなかなか不便だよ、いろんな意味で。それで、その辺の対応をどのように考えて、いつごろから防災無線の活用ができるのか、あわせてお伺いをいたします。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 以前の地デジの際にはそういう町内の電気屋さんで任意の電気業組合ですか、つくっていただいてそこに発注した経過がありますけれども、今回リースなのでそういう任意の組合が果たしてリースの相手先として妥当なのかどうかという問題もあろうかと思います。今、私どもで考えているのは、リース会社にある程度契約をして、その工事の下請けといいますか、工事を地元のそういう電気工事屋さんにはできないかと、そういった方法を現在検討しておりますので、あわせて今ご質問がございましたように、できるだけ町内の業者さんに工事の受注機会ができるような体制を検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長兼総務課長（横山孝明君） 診療所の関係ですけれども、利用者の身に立ってということをごさいますて、それは我々の方でも第一に考えていきたいということをごさいますて、できる限りその利用者が使いやすいように、できるだけ迷惑をかけないようにいろいろ今後考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 危機管理課長。

○危機管理課長（三浦清隆君） まず、FM放送の関係でございますけれども、リスナーの数は基本的には把握はしてございませんけれども、震災直後、業界からラジオの提供を受けまして、その際には2,000個被災民にお配りしております。その後、また企業の方から提供を受けまして、全部で3,700個ぐらいは行き渡っている換算になっておりますので、まだ必要という方がちよくちよくお見えになっておりますけれども、その際には逐次対応をいたしております。

それとあと、防災無線の整備の関係でございますけれども、前回の議会でもお話し申し上げましたけれども、6月定例会の際に災害復旧事業費として一応計上する予定で今準備を進めております。事業的には23年度中という予定でございますけれども、工期の関係からどうしても24年度に繰り越すことも想定しております。その辺、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） エアコンリース、工事だけでも地元業者さんで対応したい、これは結構でございますが、ぜひそうなるようによろしく願いをいたします。

また病院、いろいろな問題があるのは承知しております。ぜひ利用者の立場になって対応策を進めていただきたい。それと同時に、今度米山の方に町立病院を開設したんですけれどもそちらの方の施設とか、そちらの病院にはエアコンは既に設置されるのかどうかをお伺いをいたします。

それとあと防災無線、23年度もしくは24年度にずれ込む、これは本当に必要だから防災無線はあるので、ぜひこれは早めて、23年度中もしくは24年度、その一番の理由は何でしょうか。その辺をお聞かせ願います。

○議長（後藤清喜君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長兼総務課長（横山孝明君） 米山の方ですね。病院6月1日から開設ということで、今、徐々に患者さんも入れているような状況でございます。施設の方もうちの東館、昔の東棟よりも新しい病院であって、それよりもちょっと塗装したりなどしてきれいになっております。エアコンの方も病室の方にもう既に米山時代から設置されておまして、環境的には昔の公立志津川病院よりいいのかなというふうには思っております。

○議長（後藤清喜君） 危機管理課長

○危機管理課長（三浦清隆君） 防災無線の関係でございますけれども、今回の震災で親局並びにJR跡の施設すべて流出してしましまして、やはり親局の整備の部分が結構一番時間がかかるということがありまして、期間的には少し見なければいけないのかなというふうを考えております。ただ、今仮設の庁舎の中に簡易の親局がまだ生きておりますので、稼働できる子局を呼び出すことは可能なので、一応有事の際にはその活用は図っていきたいなというふうには考えております。

○議長（後藤清喜君） ほかに。1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 今回提案された50号の関連のことでお聞きします。

雇用創出事業の中の避難所夜間警備ということの事業がこの中にありますが、事業内容として、9カ月、12人で5,247万円、避難所の警備だと思いますが、もうちょっと詳細ですね、その辺どんな形で警備を行うか教えてください。

あと、雇用促進の中の17、18の商工観光に関しての町の復旧策ということで挙げられていますが、今、この予算としてこの活動は必要なのか。そして、この中で観光資源の復興に向け

た旅行業界とのマッチングとなっていますが、この辺の説明をお願いいたします。

あと、関連ということで仮設に関してなんですが、前に県の方で仮設商店街というような感じの意味合いの構想を県の方で、何か報道関係で知ったんですけども、仮設と仮設商店街、この件に関して南三陸町の考え方がありましたら、その考え方をお聞かせください。

この3点お願いします。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 警備の関係でございますが、町内に仮設住宅が建ちまして、そのほかに避難所というようなことで、その辺の夜間警備をする警備員を配置するというようなことでございます。人件費は12人想定をしております。これを3月末までというようなことでございます。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 観光資源の復興事業の関係でございますが、楽天市場のオンラインショッピングサイトというのがあるのだそうですけれども、これを開設いたしまして、そのウェブ管理を行いながら商品開発を製造を行うとともに、それでもって観光資源の復興に向けた旅行業界とのマッチングを行うという、そういうような事業内容でございます。それが18番でございまして、17番の方の商工関係基礎データに関しましては、これまで蓄積しておりました町内の商工関係のデータそのものがすべて流出してしまいましたので、これらのデータの復旧に携わるという、そういうような事業でございます。

（「仮設商店街」の声あり）仮設商店街の関係でございますけれども、これは今現在構想段階でございまして、私どもの方でこれといったような、お話をできるような段階では今のところございません。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 町としてこの仮設商店街の構想は今のところないというような方向の、今、課長の説明ですが、この辺は志津川・伊里前商店街、両方の商店街がもう壊滅的な状況で、この店主たちが望んでいるのは、こういった商店街の早期の設立を望んでいます。この被災地において、避難されている店主は、やはりそういったところがあれば自分たちの活動ができるというような方向で考えていて、早急な開設を望んでいます。新聞報道でも、岩手の方ではそういった商店街、10店街が組んでとりあえず商店街をやるというような形でどんどん載っていますけれども、南三陸町は観光ということでどんどん進めてきましたが、そういったことの方角性に向かうのが余りにも遅すぎるというような観点に私は今の課長の

説明で思いました。その辺はぜひ早急に進めてもらいたい。その理由は、私は今商工団地の倉庫に住んでいるわけなんです、そこにコンビニが出たんですが、お昼時期のコンビニのお客さんの数、駐車場内のあそこの近辺の道路はもういっぱいでした。やはりそういった物を買う場所というのは避難者は求めていることだと思うので、もう一回これに対して、課長、町長、どちらでもいいですからその考えをお聞かせください。

あと、夜間の警備体制ということですが、さきごろ広報が回されました。今、ここに27施設の仮設住宅、そして今個々に住んでいる、自分の家で住んでいる方、そういった方も結局この夜の警備体制の中には含まれていると思いますが、果たしてこの人数で、夜回ると警備ということ警備保障ということなんです、果たしてこの多くのばらばらになった地域のこういった夜間の警備、これで大丈夫でしょうか。ただ、この人件費に関してですが、この12人の警備保障の委託によって、単純に計算して大体375万円、果たしてこの1人当たりのこの金額は妥当なのか、その辺も入札の中で今後決めていくものだと思いますので、その辺をもう一度、十分なのかお聞かせください。

あと観光の面ということなんです、旅行に関してマッチング事業ということで、今復興に向かってどんどんいっている状況の中で、今、町が復興して瓦礫に覆われている町の中で観光ということを実現して取り上げていいんでしょうか。復興がある程度、町として行政で落ち着いてから観光ありきというような方向で私は思いますが、その辺余りにも今回の予算化としては早過ぎるのではないかと思います。その辺もう一度答弁をお願いします。

あともう一つ、仮設に関してなんです、地域優先とこの間の広報に出ていたんですが、この地域優先という意味がちょっとわかりませんので、その辺建設課長の方から説明をお願いします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 仮設商店街について私からちょっと答弁させていただきますが、先日も商工会の皆さん、あるいは仮設商店街をつくったらどうだという方々の会議がございまして、既に商工会で仮設商店をつくったときにどのぐらいの方々が入居をするかということでアンケートをとりまして、既に90店舗ぐらいの店が仮設商店街ができれば出店をしたいというふうなお話があったということで、問題は具体的にどう取り組むかということで、今具体的にNPOの皆さん、NGOの皆さん含めてその辺のあり方というものについて今検討している段階でございまして、そこに参加したいという皆さん方もそうおそくない時期に、できれば早くそういう仮設商店街をつくって少しでも自分たちの収入になる、あるいは買い物ができる

場所ができれば避難をされている方、あるいはそうでない町民の皆さんにもご提供できるということで、先ほどいいましたように繰り返しますが早い時期にやりたいというふうな意欲は持っておるようでございます。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 警備に関しましてですが、基本的には単価は約2万円ほどを見ております。夜間の警備ですので夜間分の割り増しが入るだろうと。21日掛ける12人の9カ月で、それで4,500万円くらいになります。それ以外に、例えば車で巡回をするというようなことを考えておりますので、そこに47カ所張りつけになりますと、どう見ても12人は足りません。ですから車で巡回をしていただくというようなことを想定しておりますので、そういった経費等も含めて今回の5,200万円というような、そういう金額になっております。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 観光の関係でございますけれども、これまで私どもの方の観光といいますと、なりわいと合せたような観光なのでございましたが、いわゆる風光明媚なところを見に来るとかだけではなくて、なりわいとマッチしたような観光だったんですが、現在、そのなりわいと言ってもこのように、今委員がおっしゃられましたように、瓦礫のところとなりわいも何も、今はまだそこまでいっておらないのですが、ただ、中にはボランティアの方々を中心に、こういう状況のところを見て、そして勇気づけに行くのも一つの観光ツアーではないかと、ボランティアの方々を中心にそういうような動きもございますし、そういうことをつなげていって、最初申しましたような従来からありましたようななりわいとマッチしたような、そういうような観光の復旧に結びつけていこうという、そういうような考えでございます。ですから、今何を見てもらおうというのではなくて、表現が悪いですが、こういうような状況を見てもらうのも観光と言っていいのかどうなのかわからないですけれども、そういうような動きがあるということでございます。以上です。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 地域優先でございますけれども、現在、民有地につきましては、各地域からその地域に必要な戸数ということと、それから用地、こういったことが町の方に要望がございまして、その地区については歌津が9カ所、それから志津川が現在7カ所ございます。戸倉でも4カ所、そういうふうな地区がございまして、そこに必要な戸数、用地に応じた戸数になりますけれども、そういったところをその地区に優先させて入れるということでございます。あと、公共用地、あるいは入谷地区等についてはその入居者の、あるいは町

外も含めてなんですけれども、応募の状況に応じて抽選とか対処をしていくというふうなことで今進めてございます。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 今、建設課長の説明ですと、私がきょうここに来た時点で聞いた話と大体同じなので、もうちょっと細部について聞きたいんですけれども、これで最後なのでそれをまとめてお願いします。とりあえず、今回の地区優先というのは、中瀬町地区が最初に単独で自分たちの仲間の土地の所有者が提案して地区全部でまとめていって、町にこういった形で私たちが住みたいと提案したときに、とりあえず抽選ありきですというような形の方向で中瀬町地区ではあったと聞きました。ですけれども、最初の仮設の入居条件はあくまでも抽選、それを最初役場の方から言われたそうです。そういった中のいろんな議論の中で、では半分をその地区で決めた土地の人たちに与えて、あとの半分は抽選、これが多分地区優先ということですね。課長、違うべか。では、その辺説明してください。

ある地区では、とりあえず行政の方でそういった答申をしたときに課長の方に聞いたらば、その地区の人たちで議論し合って、その件の結果を出してくださいというようなことで、あくまでも行政としてはその地区の区長に話して決めてもらっているというのが私は前提だと思います。そして、その仮設建設はあくまでも国とか町の予算を使ってもらうんですから、地区優先ではなくて、やはり区長を通して区長がその地区民に伝えることだと思います。その辺、もう一回課長の答弁をお願いします。

あと、きょうの朝なんですけれども、ある一次避難、二次避難、三次避難の子供さんを持つ親の方が、仮設入居に当たって、今避難している場所に子供の1学期分の行事のお金を納付していると。そして、とりあえず今の町の方向性的には、かぎを渡して1カ月以内には仮設に入居してくださいと、こういったような方向でルールづくりのもとに結局進められていると思うんですが、やはり避難させたのも町の意向であり、仮設づくりました、抽選したのはあくまでも住民の抽選かもしれないけれども、今の町民目線を考えたらば、やはり今避難している人たちの状況を加味して、1カ月で必ず入らなければならないというような、そういった強制的なものは通用しないと思います。そして、教育委員会の課長にも聞いたんですけれども、やはり国の方向性で、とりあえず仮設に移ったらば、避難地の補助、学校の補助、全部それは打ち切られると。そして、それでもそっちに行きたい場合は多分お金を出してでも通ってくださいというような意味合いだと思いました。やはりそういった議論がなされた中で、果たして今回の、仮設に決まって入って、かぎを渡されたら1週間で入ってくださいと

いう、そのルールが果たしてそういった事情のある人にも通用するものなのか、その辺町長に、そういった事例に対して町の取り組みをお聞かせください。課長としては、とりあえず今回の入居はあきらめてもらって、次にまた抽選で仮設に入れるように、そういった形にしてくださいという話でしたが、避難させられ、子供の環境もまた変わって、今度抽選当たった、そしたら抽選に当たったけれども、1週間以内に仮設に入らなければいけない、そういった状況の中で、何重苦もある中で、それを行政はルールだとか、そういったことを言って割り切れるものなのか、その辺町長、お聞かせください、この件に関しては。

あと、今こういった厳しい状況なので、町の状況、国の状況もわかりますが、事業を再開したいという人たちは、どうしても電気、水、すべてのライフラインに関しては仮設とか避難者、あと公共施設がどうしても重点で、一般の事業所が自分でどこかのスペースを立ち上げたいというときに、基本的にこの町で立ち上げるのには、私も取り組んでいます、はっきり言って1カ月、2カ月、3カ月となかなかその辺のライフラインは無理だというような話をされました。そういった方向を町の方で何とか働きかけてもらって、これから南三陸町で生き、事業を復活させる人たちの事業支援も町の方でできればやっていただきたいと思います。

ちょっと長々となりましたが、その辺、ぜひ住民が喜ぶ住民目線での回答を行政にお願いしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） まず、地域優先でございますけれども、これは各地区の行政区長さん、あるいは会長さんが中心になりまして、その地区の土地と、そこに入居される各世帯を取りまとめてございます。それで、その地区によっては面積が多く用地が確保できるところもございますので、その部分については町の方で需要を見ながらそこにも仮設住宅を建てまして、そちらは地区優先と、あるいは一般のそこに入る方の応募があれば抽選ということで、今その辺は検討してございます。

それからあと、2点目の、現在1週間というのは決めております。これは原則として1週間ということで決めさせていただいております。合理的な理由があれば、それは私の方では必ず1週間以内に入れということではございませんので、例えば入院をしているとか、いろんな病気とか、いろんな各世帯で事情がありますので、もちろん就学の皆さんもそれぞれ事情がありますので、そういったところを、これから12日まで集計がございまして、その辺で総合的に判断をしながらその辺は対処していきたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） ほかに。9番小山幸七君。

○9番（小山幸七君） 9番です。

初めに、10ページの水産業費で市場の仮設計のことですけれども、これは旧の市場のあったところにまたそれをつくるものか。または、その場所、それから大きさなどを教えていただきます。

それで二つ目は、参考資料の19番、水道水なんですけれども、これは予定どおり6月中にすべて仮通水できるように進捗しているのかどうかお知らせ願います。

それと、中在の仮給水所ですね、あれは1日何トンくらいっているものか。というのは、これはお昼ごろに給水に行くと毎日なくなっているというので戻ってくる人が多いということなので、どれぐらいの1日の使用量が教えていただきます。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 水産業費の方で一般会計から市場事業特別会計への繰り出しの関係でございますが、これまで運営しておりました志津川地方卸売市場は建物もさることながら、前の方の岸壁もすっかりと被災しましたので、あそこでの修繕は無理だと考えまして、別なところで仮設でもって運営しようと考えまして、その設計委託をする予定でございます。ですからこれから設計ということになりますので、大きさ等に関しましては従前のようにはまいりませんで、これから設計なものですから、まだ大きさがはっきりとこれだけというのはまだ決まっておりません。これから設計でお願いしようというところでございます。以上です。

○議長（後藤清喜君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（千葉雅久君） 昨日、町長の方で記者会見がありましたが、目標といたしまして6月末までに通水したいということで掲げておりますが、町長に対しましてちょっと私の説明不足がございましたのでその点をお話ししたいと思います。戸倉地区におきましては、現在、長清水に膜処理の機械を設置しまして、先月末に通水したのでございますが、途中で本管が漏水がございまして一時断水いたしまして、きょうから再度長清水、寺浜の方に通水しているところでございます。この長清水の膜処理の機械だけでは戸倉地区一体をカバーし切れない部分がございます。その中に折立の空白地がございますが、この折立、そこからクリーンセンターの方にいっているんですけれども、現在壊滅的な状態でございます。既存の戸倉浄水場、自衛隊さんのおかげで道路もできまして通行ができて、現在、戸倉浄水場の揚水量の試験、これと水質検査をしておりますが、揚水量も既存のとおりあるよう

でございます、水質もよろしいのでございまして、そこをまた再度復旧させて送配水管も仮設工事で配水池まで送って、それで戸倉地区をカバーをしたいと思っておりますので、6月末という町長の記者会見でございましたが、その点、私、町長に対してのちょっと足りなかった分、戸倉地区全体をまかなえるためには7月から8月ごろに入るのかなという部分でございます。

それから、前回の臨時会でお話ししました田尻畑の水源でございますが、先月仮設工事が終わりました、きょうから田尻畑の原水、水源から助作の浄水池、ステンレスのタンクでございますが、そこに今導水しているところでございます。あとそこから東浜配水池に送水するわけでございますが、これも送水管の漏水の点検をしながら今、送水、2、3日中、ただ、配水池が2,500トンと大きいものですから満水になるまでには3日間ぐらいかかるかと思うのですが、その後に本管を通じまして漏水調査をしながら通水する予定でございます。

それから中在の方ですが、約1日50トンの処理能力がございまして、現在は生活用水ではなくて飲料水として供給しておりますので、その点、以前より水を供給する方々が多くなってきておりますので、その担当者には来た方々に平均的に、タンクいっぱいではなくて半分くらいにして多くの皆さんに供給してもらいたいということでお話ししておるのでございますが、そこをもう一度その点確認したいと思っておりますのでご理解をお願いします。以上です。

○議長（後藤清喜君） 9番小山幸七君。

○9番（小山幸七君） 市場の仮の方は秋サケに間に合うように仮に建設するということですが、漁民は6月1日から漁に出てもよしという漁協の許可が出まして、もう魚も大分今のところこの近海には集まってきていると。それと同時に、漁民は今、各浜で瓦礫の清掃で毎日8時から5時まで一生懸命やって、早く何とか1日も早く海に出たいと。それと同時にまた買受人、あるいは魚市場の振興も早いうちにやってもらいたいという、そういう意見が多く出ておりますので、このように予算が計上された以上は1日も早くそれを作成していただきたいと、このように考えております。

それと、次に水の方は、例えば1人の方が1トン、あるいは700リットル運ぶのであれば300リットル程度人に分けてやるとか、何せここ2、3日、4、5日はお昼にくみに行ってもう水がなくなっているという状態で困っている方が多くおります。それと、洗濯などはいまだに川に行ってやっているんですけども、やはりこれから農作業で水が濁ってくるということも聞いておりますし、また、アオクサがたくさん出てきますとヘビとかその他のものに大変洗濯するにも困っておりますし、また、使う水を実際に磯の沢あたりにくみに行ってい

の方が多くございます。それで、でき得れば水の保水の方を、臨時でもどこかにもう1カ所ぐらい、できるものなら住民の要望にこたえるような処置を講じてもらいたいと、このように考えるわけでございます。水の方はもう一度お願いします。

○議長（後藤清喜君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（千葉雅久君） 今、小山委員さんが申しましたように、多くの方々に平等に供給できるように、その点手配してきたいと思います。

それから、そのほかの場所にそういう給水拠点を立ててほしいということなんですけれども、これは所内で再度検討してみますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（後藤清喜君） ほかに。11番及川 均君。

○11番（及川 均君） 私も2点ほど簡単にお聞きします。

まず、仮設の問題であります。10ページ歳出に關しまして、現在までの仮設の建設状況等、先ほど課長の方から説明がございました。現在まで完了した仮設の入居数の報告がございましたが、きょう現在で空き室等はないのかどうか、それが1点でございます。

それから、まだ入居者の締め切りがなされていないわけでありまして。仮設希望入居者ですね、これをいつまで受け付けるのか。いつ締め切りの予定にあるのか、これが1点です。

それから、我が町の最終の入居完了はいつごろになる見通しなのか。県の方はお盆前というような先ほど答弁がございましたが、我が町はお盆前までかかるのかどうか。あるいは、お盆前でも決まらないのかどうか、その点。

それから、現在、入居がそれぞれなされております。1,026戸が既に入居済みだということでもありますけれども、入居いたしまして、入居したらしたでさまざまな問題点が出てくると。その問題点はどこに相談をすればいいのか。いわゆる仮設住宅の行政上の取り扱いはどういうことになるのか。どういう扱いに考えておるか、行政区としての位置づけの中でどのようにするのか、その仮設住宅地の地域のおさめようですね、その辺のところ。

それからもう1点、水の問題ですが、今いろいろ答弁がございましたが、震災から80何日きょうでなります、90日近くなります。いまだ本町の水は飲めない状況であります、3カ月もたつて。この状態は一体いつまで続くのか。ただいまの答弁にもありましたとおり、町長は6月いっぱい、課長はお盆までかかるかもしれないというような答弁がありますね。その辺は定かではありません。私どももそういった水道事業所等に問い合わせてもわからないという回答しかないわけです。毎日の水の不自由さは続いておりまして、この辺は従来のやり方でこのままいつまでと待つのか。あるいは、新たな予算措置でも講じてそういう手法

はないのかどうか、その辺のところを伺います。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 今現在の空き家の状況ですけれども、ご存じのとおり、平成の森等で7世帯ほど空き家がございます。それであると吉野沢にも24世帯という状況でございます、この辺の歌津地区につきましては調整をさせていただいておりますので、その辺を近日中に入居者がどの辺に行けるかということの整理をさせていただきたいと思っております。

それから、入居の締め切りということなんですが、これから6月下旬まで県にすべてを出したいと思っております。それで、それが完成するのが7月中・下旬に多分になると思っておりますので、その完成したところの公募まで入居の受付というものはしなければならぬのかなと思っております。ただ、毎日、若干ですけれども、入居申し込みが少しずつ今もふえてございますので、なかなか親戚とか、あるいは県外に行っている方でこちらの方にまだ申し込みしていない方も若干いるんだろうなということと、それから地域の優先入居の中でもまだこちらの方に申し込みを出していない方がおられますので、そういった方につきましては申し込んでも地域優先ということにしておりますので、そういったところでまだ若干応募がふえているということでございます。それで、最終入居ということでございますけれども、県の方でもお盆前というふうなことでございます。町といたしましては6月下旬にすべてオファーして、ただ敷地造成工事とか、他町と違ってそういうちょっと工期がおくれるような条件がございますので、できるだけ7月下旬から8月の初めにかけてこれを何とか終えたいなど。長雨、梅雨でもって造成工事がおくれるということもございますので、そういったことで今できるだけ早く県に出すように努力をしていきたいと思っております。

それから今、仮設住宅につきまして自治会を組織することで、各仮設住宅を回って入居者の皆さんと懇談をしております。それで、その中で今現在、自治会の会長さん、そういうなられた方につきましては行政の連絡員という形で行政とかかわりを持っていくということは今検討しておりますので、そういう方向で進むのではないかと思います。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 仮設住宅にかかわるそういった窓口と申しますか、取りまとめ役につきまして、建設課長がお答えしたんですが、実は今行政区そのものも今回の大震災によって全く壊滅した行政区もございまして、あるいはまた、その行政区で半分程度被害があった行政区、さまざまでございます。それで、行政区の区長さんの見直しと合わせて、今回仮設住宅のそういったお世話をする方につきましても積み直しをさせていただきたいというよう

に思っています。それで、一般抽選で入ったいわゆる公共用地優先の仮設住宅につきましては、町内のいろんな行政区から入ってございますので、ここにつきましてはそういった行政連絡員、あるいは自治会長という名称になりますかどうか、そういった方に行政区長さんにかわって当分の間、町の方でそういった手当といいますか、そういった報酬を一定程度お支払いをしながら、それらの仮設住宅の取りまとめをしていただきたいというふうに考えてございます。

それから地域優先、地域に仮設住宅ができた場合は、ある程度今までその地域にお住まいになった方々が仮設住宅に住むというケースが想定されますので、その辺は従来の今の区長さんにそういった仮設のある意味お世話といいますか、そういったものもお願いできればなというふうに考えてございます。

そういうことで、どういった方法が一番いいのか、これから各地区ごと、例えば歌津地区、あるいは入谷地区、志津川地区、戸倉地区、そういった地区ごとに地区長さん方にお集まりをいただいて、このように考えているんですけれども、どういった方法がいいですかということでの懇談会を持ちながら、そういった行政連絡員と行政区長さん方の制度を発足させて、できるだけそういった町の広報紙を含めて各町内の方々に連絡ができるようなシステムづくりをとりあえずさせていただきたいというふうに考えていますのでご了承いただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（千葉雅久君） どうも私の説明がちょっと、話し下手なもので申しわけないんですが、町長が申しましたように、目標6月末ということで、先ほど7月、8月というのは戸倉地区ですね、既存の水源から送配水管並び仮設配管して供給するまでの期間としてお話ししたつもりでございます。

それから、先ほどもお話しいたしましたが、田尻畑の水は原水そのものが飲料に適するということで、その水をきょう送水して助作浄水池に送っておりますので、それから東浜配水池に3日間くらいかけて満杯にして、通水しながら漏水調査いたしますので、これは飲める水として、ただ、管の地区の末端からの水を採水して検査して、それで良となれば飲み水ということになります。それから、歌津地区につきましては同じく塩分がありますので、現在井戸の水を淡水化する装置もすべく、きょうから個人の所有地の土地でございますが、そこをお借りしまして今土木工事から入っております。そうすれば歌津地区も飲める水になりますのでよろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 11番及川 均君。

○11番（及川 均君） 仮設住宅の件でありますけれども、空き室が出ておるといことはどうということなのか私どもには理解に苦しむわけであります。多くの町民が、まだ半分の町民が入れなくて待っておる中に、かぎをいただいて1週間たってもまだ入居しないという、この現実は何なんだと。住民等しく疑問を持っておるところでございまして、住民皆さんが納得できるようなご回答をいただきたいと思ひます。新聞報道によりますと、既に岩沼市などは6,600人の被災民がすべて入居して、そして避難所はすべて閉鎖されたという報道であります。やや似たような規模の我が町では依然としてまだ半分しか入居していないという現実ですね。しかも、その半数しか入居していない中に空き室が出ておるとい、これはどうということなのか。

それから、行政区の位置づけですね。抽選によりまして浜の区長さんが山の方の避難所に入ってしまった。全く部落にはいない。部落に対する行政上の処分もさっぱりなされていないというような状況の中で、一方では仮設住宅の入居が始まって新しい行政区みたいな感じで動き出しているわけですね。しかしながら、長になる者、まとめる者がいないという現状でさまざまな問題点が日々生じてきておるとい現状であります。区長とは一体何なのか、自治会長とは一体何なのかという問題になってくるわけですね。だれがそれを責任をもってやるのかというような、そういうふうなところにも今ありまして、この辺のところを早急に明確に位置づけて選出をしないと、現場はますます混乱を来すなというふうに思っております。

けさあたりも、私も仮設住宅に行きましたら、右から左から後ろから袖を引っ張られて、「議員さん、ここどうなっているんですか。どうしたらいいんですか。どうしますか。役場に語ったってさっぱりらちあかね」といような要望で、私朝飯も食いかねました、けさ。そういう状況なんですね。ごみを捨てるにも、犬、猫の問題から、駐車場の問題、集会所もない、あらゆる問題、きりが無い。こうした問題に早急に対応するには、やはり自治会なりの組織をして責任者を立てなければ、明確な立場、行政上の扱いをしないと混乱は深まるばかりだなというふうに思うから質問をするわけであります。

さらに、その要望の中に、例えば具体的な例を挙げますと、仮設入居しました、ところが、仮設というのはメーカーによって仕様はかなり違うんですね。私、平成の森に今避難しておりますから、現実に平成の森のハウスに行ってみますと考えられないような住宅なんですよ、ハウス、避難所が。例えば玄関のドアを雨の日に開けた、勾配が屋根の頭の上に落ちて

くる勾配なんですね。そして、その雨が直接頭の上に落ちるような設計で、しかも床にばちばちはねる。そのはねたのがドアを開けるとうちの中までもろにはねるといような、そういう設計になっておまして、雨の日は出はることも入ることもできないというのだそうです。それで、住民の皆さんがといをかけたいということを要望したら、いや、建物にはきずはつけないでくださいと言われたと、こういう話。一体どうすりゃいいのかといような、どこにその要望をすればいいのかといようなお話でありました。一方、おふろ場ですね。私も入ってみたんですが、ただの平場に浴槽をぼんと置いてあるわけですね。私もまたいで入ろうとしたんですが、なかなかこれは大変な高さでした、おふろの浴槽が。あれではお年寄りとか子供たちはおふろに入ることは不可能だと思いますよ。では、足場を置いたらと、その足場も何もないんですね。ある人が言っていましたよ、仮設に入る我々には基本的人権はないのかといような。何でこんな仮設、メーカーがここに来て1日は行ってみたらすぐわかることでないのか、一般住宅にこのような現実はないよと、あり得ないよといような、それは平気でそういう設計になっておるわけですね。屋根が前の方が広がって玄関の上が高いなら（「11番、もっと簡明にお願いします」の声あり）はい、簡明にやっています。そういうことで、現場を理解していただいているのか、それをさらに現場の苦情処理はどのような体制でやるのか、その辺のところをお聞かせください。

それから水ですね。水は先ほど前議員さん方が言うとおおり、河川水はいっぱいあるんですね。しかし、その河川水は飲めないんです、とっておった、我々は。しかしながら、つい先日歌津の中在の水は飲めるようになりましたと、こういう話なんですね。だったら町水に不自由しないのではないのかという疑問が出てきたんです。水は川をどんどん流れておるのに、その水は飲めないものと我々は仮定しておったから我慢しておった。しかしながらその水が飲めるというふうになったんですね。では、しかるべき予算措置をして、しかるべき設備をしたならば水に窮することはないんでないかといような疑問が出てきたわけですが、その辺のところはいかがですか。

○議長（後藤清喜君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（千葉雅久君） その中在の浄化装置でございますが、先月浄化方法を変更しまして、膜処理の方に変更して伊里前の川から取水して浄化して飲める水になったわけでございますが、確かに川の水はたくさんありますが、その機械の能力はいろいろあるそうですけれども、高額な設備、それと時間と設置場所ですね、それにかかる。現在、歌津地区で進めているのは既存の水源は、湧水は以前と変わりませんので、塩分を除く装置を設置して

歌津地区の使用者の方々に供給する考えで今やっているわけでございます。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） まだ入居されていない方ということで、報道でもいろいろなされているんですけども、それで5日の日、4地区にわたって懇談会を行いました。昨日も横山住宅で懇談会を行いまして、昨日夜に調査した結果ですと、今全体で64%ぐらい、ちょっと平成の森は7日まで除かれるんですけども、64%ぐらいの入居が今なされていて、これは12日まで期限を決めておりますので、この入居については一定の入居がなされるのではないかとこのように私どもは見ております。それで、特に平成の森なども説明会をしていろんな書類を出していただくようにしているんですが、入居届けというものがなかなか町の方に届かかっていないというところもございまして、私ども、そういう点で一件一件回らなくてはないうちでいろいろ把握にはちょっと苦慮しているところでございます。ですから、入居者の皆さんもきちっと届出などをしっかりしていただくように私どもも指導していかなければならないかなと思っております。

それから、メーカーによって仮設住宅、相当違っております。それで、昨日も横山住宅の方で雨漏りがひどい、あるいはアリがたくさん侵入してくるといふ、そういう事実の中で私どもの方も文書で県の方にそういうものをぶつけておるんですが、ただなかなかその回答がしっかり来ていなくて、今現在はプレハブ協会というところにそういう苦情を書面を出して、そのプレハブ協会が苦情に対処するというところで、なかなかそれもすぐに現地に来てくれないという実態もございまして。そういう中で、私どもは直接その工事をやった業者に電話をかけてそういう補修といいますか、そういったものもしっかりやるように、当然瑕疵担保があるわけでございますので、そういうふうにならなくて済むところを今対処しているところでございます。それで、特に仮設ということで今の住居基準をすべて満たせることではなくて、最低限度の仕様というものを県の方できって、それにクリアした業者というものが登録されているということなので、その仕様に基いて完成した後に県が検査をして町に引き渡ししているという現実がありまして、町はそれを管理をしていかなければならないということで、県にも再三再四その不良については申し出ているところでございますので、その辺で何とか解消に努めていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 先ほどもお答えしたんですが、行政区によって被害の程度が全く違

うんですね。そういうことで、例えば被害の少ない行政区、二つの行政区がまとまって新たにつくりますよというケースも出てまいりますし、あるいは三つの行政区がまとまって当分の間区長さんを1人置くという地区も出てまいりますので、これは今後、先ほど申し上げましたように、それぞれ地区ごとに区長さん方にお集まりをいただいて、仮設住宅の管理も含めて、一度区長さん方の意見を聞きながらやってまいりますので、その辺はもう少し時間をいただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対し、反対討論の発言を許します。1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 私は、今回の議案第50号に反対します。

その理由は、商工費からの5億9,515万1,000円で、直営事業に13項目の中、もっと多くの業種に反映するような雇用創出が必要であり、重点分野を広げることが町に求められています。これが避難している店主や町民の願いであります。しかしながら、行政の政策と方向性は町民と大きなずれを感じます。

こうした観点から、議案第50号の震災対策事業の重点分野雇用創出事業の再検討を求め、反対します。

○議長（後藤清喜君） 次に、賛成討論の発言を許します。7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） それでは、賛成の立場から討論いたします。

本補正は、特に問題となっております重点分野雇用・人材育成事業など、みんな職を失って大変な状況の中で27事業、314人もの雇用をまずは見込んでの事業も盛り込まれており、今後復旧・復興に向けた足がかりになるものと感じ、本案に賛成をいたします。

○議長（後藤清喜君） ほかに討論ございませんか。5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） 私も賛成の立場で討論します。

今回の補正予算は、各分野雇用創出事業ということを中心に置きまして、臨時雇用がなされております。その中で、震災の方にあっては職を失ったということで、この町で生活する糧といえますか、そういったものが失われて気持ち的にも大変です。そういった中で少しでも雇用の創出をすることによって、この地域に残り、この町を創生するということを考え、地域とコミュニティづくりも一緒に考えながら、この町の震災後の復興に重点を置きながらやりたいということですので、私は賛成したいと思います。以上です。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第50号を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤清喜君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は2時半といたします。

午後2時18分 休憩

午後2時28分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議案第51号 平成23年度南三陸町市場事業特別会計補正予算

○議長（後藤清喜君） 日程第7、議案第51号平成23年度南三陸町市場事業特別会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案51号平成23年度南三陸町市場事業特別会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、市場事業の早期再開を図るため、仮設市場を設置することとし、その設計に要する費用について補正計上したものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 細部説明をさせていただきます。

これまで運営しておりました志津川地方卸売市場に関しましては、津波の被害によりまして建物はもとより、市場の前面の岸壁の方も被災いたしまして、これまで開設しておりました場所での復旧はもうできないと、こう判断いたしまして、別なところでの仮設による市場を

運営したいと、こう考えた次第でございます。しからば、別な場所でと言ってもなかなかこれがございますで、ほとんどの漁港も被災しておりまして、全部見た中で比較的被災が少なく船がつけられる岸壁となりますと、これまで開設しておりました志津川漁港のこれまでの市場の東側の岸壁の一部が使えるのではなかろうかと。これは宮城県の漁港なものですから、その辺のところを宮城県、あるいは仲卸業者であります漁協等と協議いたしまして、その中の見えそうな岸壁の一部を使って仮設の市場を開設しようと、こう考えた次第です。

これまでの市場の面積は約7,000平米ございまして、今後使えるであろうと思われる岸壁の用地に関しましては、その約3分の1ぐらい、恐らく2,000平米ぐらいの広さの規模のものができるのではなかろうかと、こう考えました。その仮設の設計委託でございますが、今申しました約2,000平米前後の仮設のものを建てることといたしますと、仮設の構造にもよりますけれども、恐らく1億5,000万円前後ぐらいになるのかなと、これは現状のところではつかみの数字でございますが、それから逆算いたしまして、この市場の基本あるいは実施設計の委託料の1,115万円ということで計上させていただいた次第でございます。よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際してはページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） 仮設市場の設計委託料ということでございますが、23ページです。これにはかさ上げというものは考えられていないのかどうかということと、あわせて、完成が、先ほどサケ漁に合わせてということでございますが、大体いつごろになる見込みですか。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 予定をしております志津川漁港そのものも全体的に地盤沈下しておりまして、いずれここは宮城県の方でも全体的にかさ上げ工事が必要ということでございますが、その中でもとりあえず今回設置しようと考えております現在の市場の東側の岸壁に際しましてはそれほどの地盤沈下が見られておりませんで、船がとりあえずつけられるという、そういうような状況でございます。なものですから、これをとりあえず仮設という形であれば使えるのではなかろうかという県の方との協議の上で、ここを使いたいと。いずれはこの岸壁全体もかさ上げする形になりますので、ですからあくまでも仮設という形でやろうと、こう考えております。

それから時期でございますけれども、ただいま議員がおっしゃいましたように、私どもの一番の主力魚種は秋サケなものですからこれにはぜひ間に合わせたいと考えますが、これにこだわることなくできるだけ早く、早ければ早いほど漁業者の活動に寄与できるものと考えますので、いつということなくできるだけ早くと、こう考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） 基幹産業である水産業で、その中でも主力がサケ漁ということでございますけれども、実は、皮肉と申しますか、非常に魚がいっぱい集まっています。ちょっと食用に刺網などをしても驚くほどの魚がかかります。ですから、サケ漁と言わず1日も早い復旧が望まれるわけでありまして、今のところ船がない人も大分ありまして、船の整備が急がれるところではありますが、それにしてもやはり共同でも魚を獲るという作業はできますので、とにかく販売の体制ができないことには何ともならないわけでありまして、これは1日も早く完成させて復旧させていただきたいと思っております。そして販売の体制をしっかりとつくって、サケと言わず何でも、驚くほど魚が網にかかります。そういったことで、ぜひ1日も早いものを望むわけでありまして、何とか急ぐ手法ですか、検討してほしいと思っておりますがいかがですか。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） そのとおりでございまして、急ぐのだったら何でもっと早くやらなかったのかと言われるんですけども、なかなかこの場所そのものが本当に使えるのかどうなのかというのは、現在のところまだ具体的に詳しく調べておりませんので、その辺のところでは時間を要してしまいました。議決いただきましたのならば1日も早くできるように、仮設の形態はどのような形になるか、これから設計という形になりますので、今具体的なことを申し上げられるわけではございませんが、急ぎたいと考えております。

○議長（後藤清喜君） ほかに。7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） 1日も早くお願いしたいと思います。そして、販売する、荷さばきをするだけでしたら、例えばテントでもできるんですよ、仮に。そういったことも含めて1日も早く販売の体制をととのえると、そちらもぜひ急いでほしいと思います。終わります。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 2番です。

この市場につきましては、前回、市場の機能回復はというような質問をさせていただいたわけでございますが、今回仮設市場というふうなことで設計委託料が計上されているわけでご

ざいますが、ただいまの説明で大体の仮設市場の構想というのが基本的に、あるいは一時期見えてきたわけですが、これに合わせて、例えば組合志津川支所が仲卸業者ということで、この中に買受人が登録されているわけですが、この分についてまで把握しているかどうかはこれから質問させていただくわけなただけけれども、この既存の登録業者の被災を受けた方々の現状はどうなっているのか。仮設市場が開設された場合にすぐ参入できるのかできないのか。

それから、この市場に関してはなくてはならない製氷、これですね。これはやはり市場にとっては欠かせることができないものだと思うのですが、この辺についての町とのかかわりはどうなっているのか。まずもってその辺をお願いします。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 今おっしゃられましたように、市場を開設する限りは仲買人というか、その方々がどうしても必要ですけれども、その方々もかなり被害を受けられまして、ほとんどの方々が工場だとか、あるいは店も流された方々が多うございます。その中で40人ほどの方々がおられるようですけれども、皆さん一人一人がどのような活動をしているかまで具体的には把握してはございませんけれども、その中の一部の方々は市場の仮復旧のオープンに合わせまして、工場だとか、あるいはお店だとかを復旧するような、そういうような段取りに動いておられるようです。

それから、市場を開設するに当たってはどうしても、今おっしゃられましたように、氷の関係が出てまいります。これまでも仲卸業者であります県漁協の志津川支所が仲卸業者だったんですけれども、こちらの方で製氷と、あるいは油の方もやっておったんですが、これもやられまして、製氷の方に関しては氷をつくるというか、氷を貯蔵するような方策でもって漁協の方で準備を進めているようございまして、冷凍コンテナを設置いたしまして、そこに製氷業者から氷を買ってきて、そしてそこで砕いて販売するという、そういうような構想でもってやっております。

なお、市場を開設するには建屋だけでなく、今おっしゃられましたようなそういうな設備も必要ですし、それから開設者といたしましても魚の選別機ですとか、あるいは魚のはかりですとかベルトコンベア等も、これらの備品も必要になってまいります。それは今後、備品は備品としてまた別な機会に、これらが必要なときに予算計上させていただこうと、こう考えております。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 大体予想したというか、話は若干聞いておりましたので。いずれにしても、先ほど前議員が言いましたように、漁民は待ちこがれているわけでございます。仲卸業者である志津川支所さんもほぼ壊滅しているような状況でございますので、市場を立て直してやっていくということになれば大変な努力が要るのではなかろうかと、そういうふうに思っておりますので、町として開設者の枠を超えた支援をしていくべきではなかろうかなと。それが漁民に対しての対応につながるのではなかろうかなと、そう思っております。できるだけ早い方がいいのではございますが、最近の状況を見ると、環境等のいろんな問題もあるようでございますので、この辺も早急にクリアした中で開設していくことが大事でなかろうかなと。これが後々に問題を残さない、あるいはこの前も申しましたが、風評被害等につながらないやり方でなかろうかなと、ぜひそれを望むわけでございますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） ほかに質疑ありませんか。9番小山幸七君。

○9番（小山幸七君） 今の前者の質問のとおり、秋サケまでにと言いますが、秋サケになると、当然10月、11月になりますとサンマもこちらに入ってくる時期に差しかかると思います。そこで、今現在ありました魚市場の上屋もとうに倒壊されておりますが、東側に今度は仮設をつくるような話ですが、そこは水深には問題ないんですか。やはり船が入ってくるということは一番大事なのは水深なんです、70センチから1メートル陥没、あるいは水没したということはそれだけ水深が深くなるということですが、まず10、11月でサンマ船が入ってくるようなことにもなれば、水深が当然保たれなければならないということが発生するわけですが、その辺を事前に調査してはいるのでしょうか、そこを伺います。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 今回の被害につきまして、宮城県管理の漁港に関しまして、早急に整備しなければならないような漁港というのは五つ宮城県の方で選定いたしまして、その中の1港に志津川漁港も入っておりました。それで、早急に整備しなければならないということなものですから、とりあえず航路ですとか、あるいは岸壁付近の瓦礫はいち早く撤去していただきましたが、その岸壁付近の瓦礫を撤去する際に測ったのだそうですけれども、岸壁だけでなく海底も同じように下がっているようでして、ですから、水深は従来はマイナス4.5メートルなのだそうですが、それとほぼ変わらないぐらいの深さは確保しているという、そういうような報告をいただいております。

○議長（後藤清喜君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第51号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会の日程はすべて終了いたしました。

会議を閉じます。これをもちまして、平成23年第5回南三陸町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時45分 閉会